

令和2年第1回足寄町議会定例会議事録（第2号）

令和2年3月11日（水曜日）

◎出席議員（12名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	6番	熊 澤 芳 潔 君
7番	高 橋 健 一 君	8番	川 上 修 一 君
9番	高 橋 秀 樹 君	10番	二 川 靖 君
11番	木 村 明 雄 君	12番	井 脇 昌 美 君
13番	吉 田 敏 男 君		

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	村 田 善 映 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	横 田 晋 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	沼 田 聡 君
---------	---------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 利 浩 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	西 岡 潤 君

◎議事日程

- 日程第 1 行政報告（町長）＜ P 3 ～ P 6 ＞
日程第 2 一般質問＜ P 6 ～ P 5 2 ＞

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 3月6日に開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日3月11日は、初めに町長から追加の行政報告を受けます。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第1 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、追加で2件の行政報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する対策状況についてでございます。

3月3日に新型コロナウイルス感染症に対する対策状況について御報告をさせていただいたところですが、その後の対策状況等について御報告いたします。

まず、足寄町新型コロナウイルス感染症対策本部につきましては、2月25日に対策本部設置後、3月2日、10日に会議を開催

し、庁内の情報共有を行うとともに対応策の確認を行っているところであります。3月3日以降の具体的な対応といたしましては、広報あしよろ3月号での感染防止啓発、足寄町ホームページ掲載情報の随時更新、防災行政無線での情報提供等となっております。

特に足寄町ホームページにおいては、学校や保育所等の情報を提供しているほか、中小企業の方への情報提供、町内飲食店のテイクアウト等の取り組みの紹介、家庭でできるマスクのつくり方や消毒液のつくり方なども掲載し、感染防止対策に向けた情報提供を行っております。

そのほか、3月2日に町内の栄養士連絡会議を開催し、各施設等の給食部門における対応についての情報共有を行ったほか、3月9日には町内医療機関との意見交換を行い、新型コロナウイルス感染症蔓延時の対応・体制等について情報交換を行っています。

次に学校における感染予防の対策ですが、小中学校については、北海道教育委員会教育長からの要請に基づき、2月27日から3月4日まで臨時休業といたしましたが、2月28日に内閣総理大臣より春休みまでの全国一斉の臨時休業の要請があったことから、要請に基づき3月24日まで臨時休業することを決定しました。この期間中に卒業式を予定していますが、内容の簡素化、消毒の徹底、時間短縮など、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期して実施する予定です。

また、休業期間の長期化に伴い、児童生徒の健康状態や学習状況の把握等を行うため、3月9日より週1回1時間程度の分散登校を実施しております。

保育所につきましては、感染予防に重点を置き、3月4日まで家庭での対応が可能な場合は休所していただくことで保護者の御理解、御協力をお願いした結果、全体数の5分の1の登園となりました。3月5日以降につきましては、厚生労働省から原則開所の要請もあり、感染予防に留意した上で引き続き児童の受け入れをしておりますが、3月24日

までは家庭での保育について可能な場合、御協力いただくようお願いをしているところでもあります。

小中学校と同様に、この期間中に卒園式等を予定していますが、内容の簡素化、消毒の徹底、時間短縮など、新型コロナウイルス感染症対策に十分留意をして実施する予定です。

また、学童保育所につきましても、厚生労働省から原則開所の要請があったことから、3月5日から共働き家庭などで留守番をすることが困難と考えられる小学校低学年の児童の受け入れをしております。なお、児童館、つどいの広場等については、感染予防のために小学校の臨時休業期間は休業することとしております。

次に、社会教育・体育施設の対応につきましては、先行して臨時休館としていた図書館児童館分館及び動物化石博物館に加え、3月5日から24日までの期間、生涯学習館体育館、それから総合体育館、温水プールを臨時休館とし、町民センターについてはカラオケマシン、図書館では閲覧席、学習机、視聴覚スペースの利用制限を実施しております。なお、各団体等の事業開催等が自粛されることにより、公共施設の利用取り消しが発生しておりますが、納付済みの使用料については返還することとしております。

また、行政執行方針等で述べさせていただいた本年6月3日から12日までの日程で計画しております、足寄町とウエタスキウィン市と姉妹提携30周年を記念した代表団等派遣事業につきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、中止も視野に入れた検討をしております。

今後におきましても、国や北海道など関係機関から新型コロナウイルスに関する正確な情報の収集を行うとともに、関係機関との連携を密にして、感染拡大防止に向け、町を挙げて全力で取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告いたします。

次に、第2期足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、御報告申し上げます。

本町では、平成27年9月に策定いたしました、足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度である本年度、第6次足寄町総合計画とあわせて総合戦略のこの5年間の成果と課題の検証を行ってまいりました。このたび、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、人口減少対策や東京圏への一極集中などの課題解決に向けた新たな視点等が示されたことも踏まえ、本町におきましても第2期となる総合戦略を別冊のとおり策定いたしましたので御報告いたします。

本町の総合戦略は、国や北海道の人口ビジョンと総合戦略の骨子等を勘案し、本町における人口の現状と将来の姿を示し、目指すべき将来の展望を提示する人口ビジョンと、人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢においても、しごとの創生、ひとの創生、まちの創生に一体的に取り組むための施策の基本的方向、具体的な施策等をまとめた総合戦略で構成されています。

この5年間、人口減少対策を中心とした課題解決のための各種取り組みを進めてまいりましたが、転出者数の減少などに一定の成果が見られたものの、人口増などの大きな効果につながらなかったのが現状です。

全国の自治体が総合戦略を策定し、各種施策を行ってきましたが、平成27年から30年にかけて、人口は66万人減少し、合計特殊出生率も1.45から1.42に減少、少子高齢化の進行とともに東京圏への一極集中の波はとめられませんでした。

国は総合戦略の実行により、地方の若者の就業率や仕事の創生に関しては一定の成果が見られた反面、人口減少や東京圏への転入超過には歯どめがかかっていないことが大きな課題とし、第2期総合戦略では、将来にわたって活力ある地域社会の実現と東京圏への一極集中の是正を目指すこととしました。

本町における第2期足寄町まち・ひと・し

ごと創生総合戦略策定に当たりましては、本町まちづくりの指針である総合計画との整合性を図り、目指すべき本町の将来像である安全と希望、快適なまちづくりを継承するとともに、3つの基本目標も継続していくことといたしました。

まず、人口ビジョンについて御説明いたします。

本町のような過疎地域の場合、高齢化率が高くなっていることから、自然減による人口減少は避けて通れないため、大幅な人口増は望めない状況です。そのため、人口減少カーブを少しでも緩やかにするために、出生率の上昇につながる施策と転出者を抑えて転入者をふやす施策に取り組むことが必要です。出生率の上昇につながる施策を充実することが転出減や転入増に結びつくことから、両施策に優劣をつけずに取り組むこととしております。

人口の将来展望ですが、国立社会保障・人口問題研究所、この後社人研と言わせていただきますが、平成27年度国勢調査の結果をもとに平成30年度に推計した数値では、今から40年後となる2060年度の本町の人口は2,502人、高齢化率は43.5%まで上昇すると推計されています。しかし、本総合戦略等による各種施策が着実に反映され、合計特殊出生率が目標値まで改善されれば、2060年度の人口は3,510人と推計され、社人研の推計と比較して約1,000人の施策効果が見込まれ、高齢化率も35.3%まで低下すると推計しています。

次に総合戦略について申し上げます。

総合戦略では、人口減少を少しでも食い止めようとする基本的な方向性と具体的な施策等をまとめています。若い世代を中心とした安心して働くための産業振興と雇用の場の創出、若い世代が希望に応じて結婚、出産、子育て、働き方ができる環境づくり、各地域における定住促進、農山村を初めとした地域における日常生活の機能維持及び地域ネットワークの構築の3つの基本目標を継承し、具

体的施策に取り組んでまいりたいと考えております。

総合戦略で示した具体的な施策は、基本目標1では、体験型観光ルート開発、観光拠点整備、農業担い手育成支援、店舗等の改修費支援、小規模事業者の事業継続支援、ふるさと納税特産品の拡充などの事業のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

また、基本目標2では、出産祝い金贈呈事業、保育料完全無償化事業、学校給食費無償化事業、妊娠支援事業、出産支援事業、病後児対策型保育事業、足寄高校魅力化事業などを継続していくとともに、若い男女の出会いの場と交流の機会の創出にも力を入れ、関係団体が行う結婚相談事業等との連携も進めたいと考えております。

基本目標3では、移住施策の充実、町の魅力を積極的にPR、交通ネットワークの充実等を継続していくとともに、高齢者の社会参加・生きがいづくりにも関係機関と連携し、積極的に取り組みます。また、「人」「モノ」の地域間交流を広げ、関係人口を創出するための広域的な連携も進めます。

それぞれの取り組みを実施することにより得られる成果の期待値を重要業績評価指標として設定することにより、目標の明確化と共有化が可能となり、成果を重視した取り組みを進めることができるものと考えております。

戦略を策定し、関係団体等と連携して具体的な取り組みを進め、取り組み成果である重要業績評価指標等を用いて効果を検証し、必要に応じて施策の見直しや中止、取り組みの重点化、新たな方向への転換等を行うなど、柔軟かつ迅速な対応を行い、本町における地方創生の着実な前進を実現させたいと考えております。

今後は第2期総合戦略の概要を広く住民にお知らせして情報共有を進めるとともに、産業界、教育、行政、金融、労働団体やメディア、産学官金労言の方々により構成する足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証部会

を毎年度開催し、施策の進捗状況を御説明させていただき、寄せられました御意見を参考に施策の見直し等についても迅速に対応したいと考えております。

また、地方創生を着実に推進するためには、地方財政の充実が不可欠であり、人口減少対策に幅広く使える地方創生推進交付金と安定的な財政運営のための地方交付税の十分な確保につきまして、国を初めとした関係機関に要望しながら、引き続き議会の皆様とともに足寄町の地方創生を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、行政報告を終わります。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

6番熊澤芳潔君。

（6番熊澤芳潔君 登壇）

○6番（熊澤芳潔君） それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初でございますけれども、このたびの新型コロナウイルスに感染された方々に、また亡くなられた方々へお悔やみを申し上げますとともに、感染されている皆様へ心からお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

質問事項でございますけれども、新型コロナウイルスについて。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、政府は感染対策の基本方針を発表しました。全小中高校が休みとなったことから、休職する保護者の所得補償対策として新助成金を創設し、企業には雇用調整助成金の特例を実施する方向です。

北海道においても知事が緊急事態を宣言し、週末の外出を控えるよう要請、足寄もそれぞれ感染拡大防止阻止を呼びかけた。しかしながら、パンデミック（感染の爆発）、またクラスター（集団）が言われ、感染が世界的にとまらず混乱が避けられないまま今日まで続いています。行政としてのこの災害による影響の内容と対応についてお聞きしたい。

1つ、小中学校などに臨時休校の急な要請があり2月27日、高校が3月2日から休校になったが、保護者の混乱はどうか。

2つ目、町内小規模業者、飲食業者による経済的損失ははかり知れず、先の見えない災害が続く一時的な支援が必要と思うが、行政としての対応はどのように考えているのか。

3つ目、今回の災害でアルコール消毒、マスク等の品物がなくなるという混乱が発生しているが、行政として備蓄の内容はどの程度か、具体的な数量。また、今後の備蓄の使用について、どのように考えているかお聞きしたい。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） それでは答弁、教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から熊澤議員の新型コロナウイルスについての一般質問について答弁させていただきます。

1点目の小中学校などに臨時休校の急な要請があり2月27日、高校3月3日から休校になったが、保護者の混乱はどうかとの御質問ですが、2月26日に北海道知事より、2月7日から3月4日まで小中学校の臨時休業の緊急要請があり、26日に臨時校長会議を開催し対応について協議しました。

保護者へも取り急ぎ連絡をしましたが、子供の預け先や中学3年生の受験の対応など、戸惑ったのではと推察します。ただ、学校や教育委員会に相談等の連絡は寄せられておらず、冷静に対応いただいたのではと思います。

足寄高校の状況は把握しておりませんが、足寄町が運営する足寄町学習塾、多目的交流施設については、感染防止の観点から閉所するよう指示しました。

臨時休業期間中は、電話やまちc o m iメール等を活用し、速やかに保護者と連絡をとれる体制とし、少しでも不安を払拭できるよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、熊澤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 次に町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 熊澤議員の新型コロナウイルスについての一般質問にお答えいたします。

御質問のうち、2点目の町内小規模事業者、飲食業者による経済的損失ははかり知れない、一時的な支援が必要と思うが、行政としての対応についての考えについてですが、足寄町商工会により、新型コロナウイルスによる主な町内事業者への影響等についての調査が行われ、3月2日に町にその結果報告がありました。

町内でも多方面で影響が出ており、業種的に特に影響を受けているのは飲食業であります。1月28日に北海道で初の感染者が確認され、北海道知事が2月28日に北海道の緊急事態宣言を発表し、2月29日、3月1日の2日間、感染拡大防止のため外出の自粛措置等を道民にお願いしたことで、通常の来客が減っただけでなく、3月の宴会等がほぼ全てキャンセルとなった状況です。

そのほか、宿泊事業者においては宿泊のキャンセル、また建設業等においては中国で生産されている資材、物資等も入荷されていない状況から、納期のおくれなどの影響を受けていると聞いております。

各機関の対応といたしまして、商工会では料飲店組合の協力を得て、テイクアウトや出前が可能な20店舗のチラシを作成し、3月3日から配布して利用客確保を図っています。

国からは新型コロナウイルス感染症により

影響を受ける事業者に向けた融資制度や雇用対策など、既存制度の特例措置や新たな制度により支援をすることと、町としても事業者により利便な制度等の情報提供を行い、商工会、金融機関と連携し支援してまいりたいと考えております。

3点目の行政としてのアルコール消毒液、マスク等の準備内容と今後の使用についてですが、令和2年3月9日時点での主な備蓄品といたしまして、消防、国保病院、特別養護老人ホーム、保育所等の救急・医療・介護・福祉施設分を除き、マスクが7,800枚、アルコール消毒液が20リットル、手袋が約2,700双となっております。議員仰せのとおり、アルコール消毒、マスクについては入手が困難となっておりますが、町といたしましても発注はしていますが、納品時期が不明な状況が続いており、十分な量の確保ができていない状況です。

そこで、今後の使用についてですが、アルコール消毒液につきましては、不特定多数の方が出入りする役場庁舎や公共施設等に設置するほか、小中学校の分散登校時に使用する予定としております。また、マスクにつきましても、感染の終息の見通しが立たないことから、不測の事態に備えて使用を控えており、職員に対しましても、手洗いの励行と手づくりのマスクの使用を勧めているところです。なお、町内の医療・介護事業所等で衛生用品の不足が生じる場合につきましては、必要に応じて備蓄品の中から提供することとしており、町内のサービス提供維持に向けて支援をしてまいります。

町といたしましても、日々目まぐるしく状況が変化する中、今後も関係機関と連携し正確な情報の把握に努め、皆様に提供してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、熊澤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

6番。

○6番（熊澤芳潔君） 1番目に入りたいと

思います。

このたびの突然の休校になりまして、教育委員会、学校も大変だったと思いますけれども、父母側も仕事の面、それから子供たちの日常の生活の面、学力の低下が心配されたかと思えますけれども、原則平日の児童生徒の外出は禁止、自粛となりまして、児童を預かる体制、また学童保育所などの柔軟な対応が求められたかと思えますけれども、そのことで何点かお聞きしたいと思えます。

臨時休校による児童生徒の学習のおくれが生じるのが予想されるわけがございますけれども、対策はどのような形になるのか。それからまた、カリキュラムの変更が出てくるかと思えますけれども、3月末までに指導ができなかった場合の対策としてはどうなのか、まずお聞きしたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 臨時休業なのですが、基本的な押さえは、臨時休業については基本的にはまず家庭での対応が基本であると。ただ今回のように長期休業などかわる場合につきましては、やはり健康の把握はもとより学習内容の提示だとか、あるいは見取り、必要に応じて家庭訪問等を通して、いわゆる家庭と学校の教育というのかね、そういうのを連携協力していくと、そういう観点に立って、きのうも校長会議があつてそういうことを確認しまして、スムーズに保護者に、保護者の立場に立った情報発信だとか、あるいは子供の健康、生活、あるいは学習についての把握ケアに努めていこうということを確認しました。

カリキュラムについては、これはやっぱり義務教育については一番の大枠は教育の機会均等、さらには全国一律の学力水準の保持ということが、これは一番の根幹なのですよね。それでその学習指導要領に基づいて各学校に1年間の学習の計画である教育課程というのが編成されているのですが、1カ月間の長期休業ということなので、きのうも確認したら大体それぞれの教科で1単元くらいやっ

ぱり未履修ですね。それをどうするのかというのは、それはこれからのそれぞれ国の段階における、市町村も含めて、各義務教育学校の課題なのですけれども、これはやはり学校がないわけですから、次年度にスライドしていくと思うのですよ。そういう準備を今各小中学校も進めています。きのうも私のほうから指示しました。とりあえずそれぞれの学年、小中学校で未履修になっているのはどの部分なのか、それを全体の先生方で共有しようと。そして、わかる化、見える化を図ろうと。それを次年度の教育課程にきちんと位置づける。それをそれぞれ学校運営、学校経営の観点から校長レベル、さらには教頭レベルできちんと確認しようと。そして必要に応じて大事なことについては、保護者にも情報発信すると、していくと、そういう確認をしております。

想定し得なかったことなので、全てのいわゆる体育だとか音楽とか、全ての教科について満遍なく計画どおり対応できるのかといったらそうはいかない部分がありますけれども、少なくともいわゆる基礎を培うような部分の教科につきましては、その辺は徹底したいと。学校としても、それを一番の今課題にして進めているところでありますので、御理解をよろしく願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） 今教育長のほうから家庭訪問もやってるよということなのですが、これは先生方全員でどういう形で訪問されているのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） とりあえず分散登校ということで、後ほども詳しく進藤議員のところでは触れると思えますけれども、大体1時間分散登校ということで考えております。

足寄中学校については、それぞれ学年ごとの登校も考えておりますので、1年生については24日までに3回、2年生についても同じく3回、3年生についてはきのう月曜日に

終わったところでございます。

小学校につきましても、それぞれそういう形、学年ごとの分散登校をしますけれども、10日から19日にかけて行います。へき地の学校につきましては、3月9日、17日、24日と統一した中で分散登校をしていただくことになっております。

その中で、実際に保護者のほうが分散登校に来れないとき含めて、欠席をされた児童に対しての家庭訪問等を予定をしているということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） わかりました。

それでは、分散登校等については後ほど質問したいと思っておりますけれども、最初に共稼ぎ、ひとり親や休みがとれない保護者の児童生徒の受け皿の対応はできているのかどうか。それから、また現時点で何人ぐらいの相談、また希望者がいるのか。特別保育所の確保、それから職員の対応についてどうなのかということなのではございますけれども、先ほど保育園等は5分の1というようなお話がございましたけれども、学童保育所などもありますけれども、そういったことではどのようなことになっておるのか。相談等だとか、それから確保についてお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの熊澤議員の御質問ですけれども、まずおっしゃった児童館につきましては学校と同じように休館となっております。

次に学童保育所なのでございますけれども、共働きの家庭のお子さんについてなのですが、3月4日までにつきましては基本閉所となっております、真にやむを得ないといえますか、どなたも対応できないような御家庭のお子さんをお一人、お二人、通所されたと、お預かりいたしました。その後につきましては、3月5日からは国の要請もございまして、小学校の低学年について受け入れをするということで開所をしております、今現在昨日は1

4人ぐらいの方が来ていたというふうに受けております。

あと、相談等につきましては、特別相談があつて対象になる場合については学童のほうに来ていただいているのかなと思っておりますけれども、まだ今後利用がまだ予防のために通所控えている方とかもいらっしゃると思うのですが、まださらに希望される方についてはお受けしていく方向でいきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） わかりました。

今ちょっとお話があつたと思うのですけれども、休校による学童保育などの運営に係る負担増は全額国が見るよというようなことになったようですので、できれば柔軟対応で多く受け入れていただければありがたいというふうに思っております。

それから、分散等の関係でございますけれども、先ほど日常面と学力の低下ということでお話をしたのですけれども、ひとつお聞きしたいことは、今臨時休校による児童生徒の学習のおくれが生じることが予想されることで、今お話がございました。そういうことで、またカリキュラムの変更もございました。そういった中で、現在は分散登校もやっているようでございますし、期間中の宿題だとか、家庭学習では初の情報機器を使った次の学年に向けての復習が行われているようでございますけれども、そこでお聞きしたいのは、家庭学習では初の情報機器ということでございますので、これ全員がこの家庭学習の中で情報機器を使った対応ができるのか。また、できない方に対してはどのような方法で行われているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えをします。

eライブラリという、平成30年8月に導入したパソコンやタブレットなどを活用した

学習ソフトということで、児童生徒一人一人の習熟度に応じた問題が出題されるドリルのソフトになっております。

これは学校でも各家庭でも児童生徒それぞれがIDとパスワードを持っているわけなのですが、その中で、インターネットとつないで家庭の中でもそういう学習ができるということになっております。当然学校でもそういう授業も行いますけれども、分散登校の中ではもう1時間という限定になっておりますので、その学習の面については、先ほど言った家庭の中でインターネットとつないでいただいて、その中で学習をしていくということにしております。

あとはいろいろと学習のプリントの配付ですとか、チャレンジテストですとか、そういうのは各児童のほうには持たせておりますけれども、そういう対応で学習が極力低下しないような形をとらせていただいております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） 内容はわかりました。

それで、ちょっとお聞きしたかったのは、機器を持っている家庭はいいのですけれども、全員把握されているのかどうか、機器を持って全員がそういう形でできているのであればいいのですけれども、こういった情報機器がね。そういったことで、では持っていない方は例えばどういう形で、ということはこれ大事な部分だと思うのですよね。ということは、これはあれですね、内容復習というような形にもなっていますので、そういったことからいうと重要な勉強の部分だろうなと思っているので、やっぱり全員が、できれば全員がそういった学習の中で復習ができればいいのだと思うのですけれども、そういった形で、情報機器が全員の家庭できちんと対応できているのか。できてないとすればどういう形で、ところはどういう形で対応するのかということをお聞きしたかったので

す。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、今回の場合ちょっと長期間ですけれども、基本的には家庭学習で対応するということなのですね。ただ先ほども言ったように、ちょっと長いですから、そこはやっぱり学校と連絡。これはある意味ちょっと私の私見もあるのですけれども、日本の教育のやり方という点ではどうしても学校教育中心に、ここが入り口であり出口みたくなってますから、いい悪い抜きにして。どうしても自学自習という、そういう習慣に欠ける傾向があるのですよね。要するに、学校から出されなかったらなかなかできないと。そういう意味でいったら、一番私は大事なことは、やっぱり家庭と学校の連携という中で大事なことは、学校で履修したことだけ、履修する基礎基本だけではなくて、家庭の中でいかに机に向かって自分で勉強できるのか。つまりは学校においても勉強の仕方だとか、あるいは今回のように長期にわたるような生活の仕方、いちいち保護者、お母さんやお父さんに言われなくても、それぞれ発達、学年段階に応じてそれぞれみずからが机に向かってやれると、そういう体制を組むことが極めて必要でないかなと思っています、まずはね。

そういう中で、新たに先ほど言った教育課程の中で習うことについては学校でも出していません。それは後で、先ほど言いましたように、後で学校のほうで教育課程に位置づけて、新年度になると思いますけれども対応していきますから。要するに、今まで習ったところなのですよ。そういうことで対応していただく。

問題は今高度情報社会ということで、そういう機器を使っただけの対応というのは非常にあれなのですが、持参していない家庭がありますよね。そういう場合については、違う学校から配付するプリントであるとか、あるいは

自分で持っているドリルに対しての先生方のその子に対するケアと、そういうことで対応せざるを得ない。これが新たに習う部分であれば、先ほど言いましたように、一番根幹である教育の機会均等ということでそれが保障されませんから、また違ったあれがしなければならぬのですけれども、習ったところについての基本的に復習というのですかね、そういう部分を視点にしていますから、そういうことで対応せざるを得ない。

一方では、これは教員の働き方改革も社会の関心事にもなっていますから、その辺も留意しながら、こういう休み期間中に先生方が全てをやって、そして自分で集めてきて、そして夜夜中までその丸つけにかかるようでは、これもまたちょっと、その辺なども考えながら対応していかなければならないので、一層学校と教育委員会密に連絡をとっていきたいなと思ってますので、御理解を賜りたいなと思っております。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） わかりました。

教育委員会の考え方はわかりました。教育委員会の考え方についてもわかりましたけれども、できればこれからの時代、今言うように情報化の時代ですから、いろいろな機器を使う。ですから、できれば今学校側のほうで一生懸命そういった情報機器は対応できてますけれども、家庭のほうはそういったことで十分ではないとすれば、やっぱり何らかの形で家庭もやっぱり十分な、公平性を考えたときにやっぱり家庭も十分にそういった情報機器も対応できるような形に早くして、学校と家庭との、今教育長言うような連携をできればいいなというふうに思っていますので、よろしくお願いをしたいなと思ってます。

そのことに若干お答えをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

ジャストなお答えになるかどうかわかりませんが、一番いいのは学校でもそうい

うふうにやって、町で整備して、そしてそういう要するに大きなくりで言ったらICT教育というのですけれども、そんなふうにやっていますから、家庭でもそれはできればいいのですけれども、これはやっぱりそれぞれ家庭には経済的な状況なども含めていろいろな多様性がありますから、問題はそれを町として教育委員会として、そういう家庭にそれ整備していただきたいということだと思っております、その辺は町の財政等々もありますので、今後検討というより、何かの機会に俎上に乗せて一定程度の詰めをしたいなと思っておりますので、今のところ非常にそれは困難な状況にあるのかなと思っています。したがって、学力を保障する、あるいは学習習慣をつけるという観点で、違う形での指導をしていきたいなと思ってますので、御理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） わかりました。

それでは、2番目に入ってまいりたいと思います。

それから2番目でございますけれども、町なかの人が消えるという事態になってきているわけでございますけれども、国は新型コロナウイルスが感染拡大を受け、売り上げが急減した個人事業主を含む中小企業者に支援のために特別貸付金制度を創設するということで表明したわけですが、これは実質無利子無担保ということでございます。とはいえども、融資を受けたとしても、この場合は借金でございますね。借金でございます。その借金を今この人口減少、また不景気の中で売り上げを伸ばすといっても非常に難しいのではないかなというふうに思っています。そういった中で、では何ができるかといったら、町もやはり何らかの形で応援をするほかないのだろうかというふうに思いますけれども、一つの方法としては、この支援対策として緊急支援一時金を出すという方法もあるかと思っておりますけれども、このことについて町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

今段階でやはり考えなければならないのは、やっぱり今人が出ていないという部分、町の中にやっぱり人がいないという部分、それから一番大きいのはやっぱり飲食店の部分ということで、先ほどお答えさせていただきましたけれども、やはり飲食店になかなか人が出入りしないという部分で、とりわけ3月、4月ぐらいというのは、歓送迎会だとか、送別会、歓迎会というような、そういうことが多くあって、町の中に人が出て歩く、そういった時期でありますので、そういった意味で、なかなか人が出て歩かないという部分での売り上げが落ちているということなのだろうというように思っています。

そういった意味で、テイクアウトですとか、出前ですとか、そういった部分でそれぞれ商工業者の方たちもいろいろと工夫をされながら努力をされているということでありますので、そういったところでできるだけ協力をしていく、なるべく売り上げを下げないようなとか、というような取り組みはやっぱり必要なのかなというように思っております。

一時金で支給だとかという部分は非常に制度的にも難しいのかなというように思っております。財政的にも制度的にもですね。そういった部分も含めて考えていきますと、やはりお客さんが減っている部分を何とかふやしていく、そういった取り組みを少しでもできればというように思っております。

いろいろな取り組み、商工、商店の皆さん方も工夫をされているといった部分で、私たちとしても何かそういう部分を支援していける方法をそれぞれ考えていきたいなというように考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） わかりました。

そういうことなのですから、一応町な

かをちょっと聞いてみますと、もう大変だと。借りざるを得ないというような店もございますね。そういった中で、資金を借りたいといってもなかなか、先ほど言ったように、返さなければ借金になるということございますので、できれば今後長期化が続くわけですから、やっぱり元金の繰り延べなどの条件緩和措置も今後やっぱり行政としても考えていかなければならないのかなという気がいたしますので、その点についても考え方についてはお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） やはり貸し付けということでいけば、借金があるわけですね。無担保、無利子といっても最終的には元金部分はやっぱりどうしても残ってしまうという部分であります。そういった部分でなかなか借りづらいという部分、結局借金として残っていくものは後々返済をしていかなければならないという部分ありますので、そういった部分ではなかなか難しいのかなという、ちょっとためらう部分もあるのかなというように思っています。

ただ、今後の部分でいけば、やはりできるだけ有利な、事業者の皆さんにとって有利な、そういった方法をなるべく情報提供しながら、そういう有利な方法を使って資金を借りるなりしていただくような形になればいいのかなというように思っておりますし、また、繰り延べの部分というのはなかなか制度でありますから、町がどうのこうのということではなかなか変わらない部分でもあります。そういうことでいけば、やはりそういう機会があれば、そういう制度をやはりせっかくなつくつくっていただいても、借金が残ってしまうのでなかなか借りられないよということであれば、そういうせっかくなつくつくっていただいた制度もやはり借りやすい制度にさせていただくというようなことを、機会があればそういったところで要望させていただくということになっていくのかなというように思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） わかりました。

行政もやっぱりこういったことの続く大変な事態の時期には、やはりいろいろな形で要望等もやっていただけると、やっていただきたいということをお願いいたしたいと思えます。

それから、2つ目でございますけれども、先ほどお話ございました。商工会を中心にテイクアウトだとか、またデリバリーですか、出前などもやって本当に商工の皆さん努力をしていますけれども、本当に町長が言うように書き入れどきですね。そういった中でのこういったクラスター対策だとかということによって人が来ないということでございますので、何か町として、先ほどの一時金のことも

厳しいということであれば何かできないのかということの中で、基本的には購買の動機を持ってもらうよということなものですから、そういったことからいうと、ちょっといろいろな話の中で、いろいろな方のお話の中で、クーポンですか、これは今はやっている、進んでいるクーポン券ですか、そういったこともやり方もあるのではないかなということだとか、先ほど一時金ではなくて、今度いつもやっているプレミアムつき商品券だとかということもありますけれども、そういったことについて、これは当然行政の応援もなければできませんけれども、そういったことももう一つの方法でないかなということが思いますので、その点についてはどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） やはり今、先ほども言いましたように、そういうお店屋さんにとっては、料飲店にとっては非常に稼ぎどきといいますか、一番の書き入れどきでありますけれども、やはりコロナウイルスにかかったら大変だという部分もありますけれども、感染拡大だとかといったことの防止ということもありますけれども、やはり役場の中での

けば、やはり管理職の協議会というのがあるのですけれども、そういったところで今までも歓送迎会だとかやっていたのですが、やはり危機管理として、やはり全員で管理職みんな歓送迎会やったりだとかというのはやはり危機管理としてやっぱりちょっとどうなのかなというところで、これは自粛をさせていただきました。それから、各課でもそれぞれの各課でも歓送迎会やっているのですけれども、これもやっぱり危機管理として、課全体が仮に濃厚接触者だとかそういったことになって、2週間ぐらいのその期間をみんなが職場に出てこれなくなるといこともやっぱりちょっとこれは避けなければならないということで、そういうことも自粛をさせていただきました。

そういった部分で、何か役場がみんな飲みに出て歩くなと言ってるというようなうわさもちょっと出てるというような話も聞いておりますけれども、決してそうではなくて、そういう全体で集まるといのはちよっとやっぱり避けようと、今の時期。ですけれども、やはり家族でだとか、それから仲間内、そういったところで飲みに行ったり食事に行ったり会食したり、そういったことについては、そこまで抑制をしなければならないということではないということで、いろいろな会議の中でもお話しさせていただいております。

一つの方法としては、役場の中でいけば、全体ではなくて2つに分けてだとか、分けてそれぞれテイクアウトだとか、そういったものを使ってみんな交流会やろうだとか、そういった取り組みもされておりますし、それから管理職の協議会の中では商品券を、送別会やめた分商品券、お食事券といいますか、そういった形で出して、それぞれみんな、みんなではやれないけれども、個人個人で、または仲間内で食事に出てもらおうというようなことでの取り組みなどもしているところでもあります。そういった形で、役場としてもなるべく役場の中でもそういう協力というのはしていかなければならないなというように

考えているところであります。

あと、先ほど言われたクーポン券だとかという部分でいくと、商工会では、何でしたか、いろいろなお店回ってスタンプラリーですか、スタンプをやってもらって抽選会やるだとか、そういったことも取り組んでおられる。いろいろな形で取り組みをされているというところであります。

商工会のほうから、この間、こういう状況なってますよということで3月2日でしたか、来ていただいているいろいろとお話しさせていただきました。そういった中でも、いろいろと今後商工会さんとも相談をしながら、そういう状況について、何とかいい方法があればお互いに取り組んでいきたいと思いますというように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） わかりました。

団体というか、 といいますか、そういった形で応援もしているのですけれども、個人もやっぱり行けるような対策をしていただければありがたいなというふうに思っております。

それから3番目に入りますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは3番目でございます、入りますけれども、新型コロナウイルスは指定感染症だそうでございます。国の指定されたウイルスだということでございますけれども。農業関係では家畜伝染病のときには消石灰だとか、それから感染を防ぐためにミルク器具ですか、哺乳器具ですか、そういったものも支援したことがあるわけですが、今回は人による感染拡大をとめるためですので、今のところ終息の兆しは見せない状況が続いているということでございますけれども、そういった中で行政も早い対策が求められている

わけでございますけれども、対策としては全戸に配付ということもこれは考えられますけれども、そうではなくて、特に小中高の生徒、これも約700人、それから高齢者、約2,700人、全部で3,100人ぐらいですか、全体で、3,100人ぐらいのようですね。そういったことの方には最低でもマスクぐらいはどうかと。

また、商店街には消毒液を支援したらどうかということなのですから、今でも消毒液買えないよということが続いているわけですから、そういった形の中で支援はできないのかということでございますし、それからマスクの使用期限ですけれども、これはちょっと調べてみますと5年、10年ということでございますから、そういったことからいって、恐らくちょっと町長とお話したときには何か2009年のときの買った、インフルエンザのときに買ったマスクが残って備蓄されているのだということ、ちょうどまた9年目ですよ。ですので10年たってしまうのですけれども、そういったこともございまして、そういったことを考えて、では支援はできないのかというようなことで、その点についてはどうでしょうかね。お聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

先ほど答弁の中でもお話しさせていただきましたように、マスクについても7,800ですか、7,800枚ぐらいしか備蓄としてはないということになります。それで今お話あったように、本当でいけばいろいろと新聞など見ますと、各家庭に配ったとかというようなこともちょっと出たりしてはいますが、実際のところ足寄町でいけば、それだけの余裕がないという、したくてもできないという、そういう状況にあるということになります。先ほども申し上げましたように、7,800枚しかマスクはございません。そうすると、各家庭に配ったら本当に1枚ずつしか

配れない。各家庭でなくて、各個人でいけばですね、一人一人に1枚ぐらいしか配ることができない。世帯でいったら多分2枚ぐらいしか配ることができないぐらいの備蓄しかないということでもあります。しかも、備蓄しているマスクについても、今議員おっしゃられたように、本当に10年ぐらい前のものが備蓄されてそのまま残っている、そのものであります。そういった意味で考えていきますと、なかなか各家庭までの配付するということはちょっと不可能であると。今後の部分でいっても、供給がある程度見通しができればいいのですけれども、今全く見通しも立っていないという状況でありまして、アルコールなども発注しているのですけれども、まだ届かないと。もうかなり前に発注していてもなかなか届かないという状況で、今やっぱりある備蓄を、備蓄品をある程度やっぱり今後のためにやっぱりとっておかなければならないという状況なのかなというように思っています。先ほどもお答えしましたように、今後ほかの町内の医療、介護事業所の中で、例えば不足してきたよというようなことが出てくれば、やはりそういったところには優先的に回さなければならぬ部分も出てくるのかなというように考えておりまして、残念ながら今町民の皆さんにという部分はちょっと不可能であるということでお答えをさせていただかなければならないかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） ということは、私なぜ聞いたかといいますと、現状今町の中に子供たちも意外にマスクしないで歩いている方も結構いるのですよね。ですから、それはきつともしかしたら買えないでいる方が多いのかなという気もするのですよ。結構いるのですね。子供たちも例えば歩いているときにマスクしてないとか、そういったこと、事情によってマスクしないのかなということもあるのかなと思うものですから、期限だとかそ

ういったことを考えたときに、今7,000枚と言いましたか、そうしたら子供たちだとか、それから高齢者の皆さんには1枚としても今後仕入れるときに仕入れていただくことも含めて、そういったことができないのかということでお聞きしたのですけれども、わかりました。そういうことで、できればそういったときに努力するのが行政でないかなというふうに思いますので、今後において仕入れができた段階でも検討していただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

一応、1点、2点、3点について、お聞きしました。ありがとうございます。

終わります。

○議長（吉田敏男君） これにて、6番熊澤芳潔君の一般質問を終えます。

ここで暫時休憩をいたします。

11時20分再開といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

次に、5番田利正文君。

（5番田利正文君 登壇）

○5番（田利正文君） それでは、一般質問通告書に従って一般質問を行いたいと思えます。

その前に、いまだ終息の見えないコロナウイルス問題について、一言触れてから一般質問に移りたいと思います。

私は2月26日時点での状況を踏まえて、27日付で町長にこの件での緊急申し入れ書を提出しています。飲食店などお客が来ないと成り立たない自営業者は先の見えない苦境に立たされています。簡単な手続でできる運転資金支援など、機動性と実効性を備えた支援策が求められていると思います。行政の皆さんには大変な奮闘をいただいているところですが、町民のさまざまな要望を正確につかみ、道や国の担当部署への確につなぎ、しかるべき処置がとられるようさらなる取り

組みをお願いをしたいと思えます。

一般質問に入ります。

環境とごみ問題についてです。

地球規模の気候変動は、国連環境計画報告では、現在各国が掲げている温室効果ガス削減目標どおりに削減したとしても、世界の平均気温は産業革命前に比べて今世紀中に3.2度上昇し、現在の排出ペースが続けば3.4度から3.9度上昇すると予測され、地球は破局的事態に陥るといわれ、グテレス国連事務総長が気候危機というほど事態は切迫しています。このことは、台風や大雨による大災害を繰り返し経験してきた多くの人が薄々気づいているのではないのでしょうか。

こうした中で、足寄町も搬入しているくりりんセンターの建設計画、新中間処理施設整備基本構想の説明会が行われました。住民には全く説明されないまま、ごみは燃やして処理するのが当然という考えで進められてきた計画というように感じました。ごみ問題は基本構想の中でも触れられていますが、3R、リデュース、ごみの発生抑制、リユース、再使用、リサイクル、再利用の促進による環境への負荷を減らすことが大切だと思います。このことが実行されていけば、地方自治体のごみ処理をしなければならないという現状は違ったものになっていたのではないのでしょうか。

実際には約285億円をかけて焼却炉をつくる計画が進められているわけですが、基本構想の想定している供用開始まで7年、一旦立ちどまって住民への説明と合意を形成する必要と時間はあるというように思います。

このような状況を踏まえた上で、以下のことについて伺います。

1つ目、行政執行方針の中で、新しい分別、収集体制に移行して11カ月、おおむね順調にとありますが、旧体制と比較してどのようなことが言えるか。量や費用面の旧体制と比較できるもの、またごみ行政全体を通じて足寄町が搬送するごみの量を減らす取り組みが必要と思うが、この点についての考え

は。

2つ目、町長の行政執行方針でも触れられている生ごみの水分除去、減量対策について。

3つ目、家庭ごみを一人で出すことが困難な高齢者や障害者のごみ出し支援として、ごみ回収業者、NPO、社協への委託などでごみ出し支援をできないか。

4つ目、帯広市との定住自立圏形成協定の5、環境、地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築に向けた取り組みを推進するとありますが、現在のところどのような推進計画が検討されているのか。

以上であります。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 田利議員の環境とごみ問題についての一般質問にお答えいたします。

1点目の旧体制との比較についてですが、現体制以前の生ごみと埋め立てごみの可燃物を燃やすごみとして分別が変更となり、以前は2カ月ごとに収集日が変動していましたが、現在では地域ごとにごみの種類別に収集する曜日を固定し、さらに有料ごみ袋の素材を変更し耐久性が向上したことなど、町民の皆様にとって利便性が向上したと考えております。

また、ごみの排出量と費用についてですが、くりりんセンターに搬入を始めた昨年4月からことし2月までの家庭及び事業所から排出したごみの量はおよそ1,067トン、同様のごみの種類で平成28年度から平成30年度までの同じ4月から2月までの実績として、旧体制での3カ年の平均は1,143トンで、76トン減量されております。

費用面では、十勝圏複合事務組合の負担金が本年度実績見込みで3,114万7,000円、資源ごみ処理等特別会計への足寄町の負担金3,172万9,000円と合わせて6,287万6,000円で、旧体制では池北三町行政事務組合への負担金は、施設等への起債償還が含まれていた平成28年度以前は毎

年度1億1,000万円を超える負担がありました。起債償還が終了した平成30年度は5,500万3,000円となっております。収集運搬経費については、平成30年度実績として4,495万1,000円でしたが、今年度は見込みとして5,335万6,000円となっております。帯広市までの運搬もあって費用としては840万円ほど上昇しております。

ごみ処理に係る負担金は、搬入する市町村のごみの排出量を基礎に算出されておりますので、減量化の取り組みは環境だけでなく財政的にも大きな課題と考えております。

2点目の生ごみの水分除去、減量策についてですが、本町から排出される燃やすごみの約4割が生ごみと想定され、その大部分が水分であることから、町内から排出される生ごみの水分を減らすことができれば、一定程度の減量化の効果が期待できると考えております。生ごみ用の水切りネットの使用など、水分をよく切って出していただくとともに、食べ残しの減量について広報等を通じて周知・啓発に努めてまいります。

また、町では生ごみを堆肥化し、家庭内でごみ処理を推進するため、コンポストや電動生ごみ処理機の購入について助成を行っており、ごみの減量化のためにも広報等を通じて、より一層その普及に努めてまいります。

資源ごみの収集、処分については、銀河クリーンセンターに集積し、中間処理後リサイクル業者に引き渡し、一部を売却することで処理しておりますが、施設管理及び処理に係る経費は本別、足寄、陸別三町の負担金で賄われ、この負担金も排出量を算定基礎の一つとしています。

本町では自治会等の組織による資源集団自主回収の取り組みに対して奨励金を交付して、資源ごみの減量に努めているところですが、今後より一層自主回収に取り組む団体をふやし、減量に努めてまいります。

3点目の高齢者や障害者等ごみ出し困難者に対する支援についての御質問ですが、町に

相談のあった方には収集業者を紹介し、有料となりますが対応いただいております。また、高齢の方や障害をお持ちの方で介護認定や障害者認定等を受けられた方のうち、家庭ごみを出すことに支援が必要な方につきましては、介護サービスもしくは障害福祉サービスで対応しておりますことから、現段階では新たにごみ出し支援を委託する予定はありません。

4点目の低炭素社会構築に向けて、現在どのような推進計画が検討されているのかについてですが、第3期十勝定住自立圏共生ビジョンの策定に伴い、新たな協定書における低炭素社会の構築につきましては、前回の協定書の内容を踏襲しており、引き続き、地球温暖化の原因である温暖効果ガスの排出削減や吸収に寄与する地域の特色を生かした取り組みを行うこととしております。具体的には住民の環境意識の向上や環境行動の実践につながるため、講演会やパネル展などの実施による啓発事業を行うほか、十勝圏域内で再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー機器の導入促進を図るとともに、これらに係る先進事例の視察会等を実施する予定です。

今後もこれらの取り組みを行い、十勝圏域全体で地球温暖化防止対策を推進し、低炭素社会の構築を目指してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

5番。

○5番（田利正文君） まず1点目ですが、今町長の答弁で76トン減量されているという話がありました。結論として、町長が今答弁で言われてましたけれども、ごみの量を、くりりんセンターに運ぶごみの量を減らせば当然負担金も減るし、運送料金も減るということですね。ということで、それをどうやって減らすかということが課題だというふうに思うのですけれどもね。以前私この質問したときに遠くは四国の上勝町の例を出したので

すけれども、今回電話をして聞いてみました。2020年ごみをゼロにするという目標でしたけれども、やり切れませんでしたか聞いたのですよね。そうしたら残っているそうです。何が残っているかという、例えばティッシュですとか、ペットシート、ゴム製品、革製品、それから輪ゴム、汚れた紙、例えば商品で言えばゴキブリホイホイだとかというようなものが処理できなくて、焼却ごみのほうに回しているそうです。それから、埋め立てのほうに回しているのは缶々でさびたものですね。リサイクルできないもの。それからペイントが入った缶々。これもペイントと鉄を分離できなくて、そのまま埋めてしまうということなのです。それから水槽のガラスとコーナーの粘着部分というのでしょうか、ガラスは壊して舗装材などに使うのだそうですけれども、分離できないところがあると。それらは埋め立てに行っていると。それから貝殻というような話をされていました。それでどのくらいあるかという、約2割だそうです、が、今のところ残っていると言っていました。

その中で、ちょっといろいろ話も聞いたのですが、足寄でもクリーンセンターでしたっけ、リサイクルやっていますよね。着れるものとか何かをとっておいて。あれのやつを、やつをという言い方おかしいか、あれをもっと町の中に持ってきて、町民の方が日常的に、例えば子供が大きくなったからもう着れなくなったりと、だけれどもまだ使えるというものですとか、あるいは持ち主自体にとってはもう着ないけれども、飽きたから着ないけれどもまだ使えるよというようなものとか、そういったものを自由に持ち込めると。そしてそれを持ってきて、そこで並べてあって、並べてあるものをまた好きな人がまた自由に持っていくというようなことで、たかだかと言ったら怒られるでしょうけれども、1,500人の町で年間15トンあるそうです。15トン減るとちょっと違いますよね。車1台ちょっとぐらいが違うかという気がす

るのですけれども、そんなこともやっているそうなのですね。

まず一つはこれできないかと思ったのですよ、そんなことを。実際にはくりりんセンターのほうに持っていつているやつをもっと町の中にどこか場所を借りて、借りてというか、つくってというか、わかりませんが、そういう場所を提供してそういうことができないかと。上勝町の場合は、そこで町民がただ持ってきて置いておくのではなくて、いる人とそこで懇談になると。そしていろいろと交流できるということなのですね。上勝町は高齢化率50%を超えているのですよね。ほとんど高齢者ばかりとっていいのでしょうか、そういうところでもそんなことはやれてきているということがありますので、まずこの点はどうでしょうか。具体化は無理としても検討はできないかという気がするのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 着古したというか、着れなくなったものとか、そういったものの処理の関係なのかなというように思っておりますけれども、今は燃やすごみになっていて、前は引き取っていただける業者さんがいたので、銀河クリーンセンターに持っていつて、そこで集めて一定程度そこで売るというか、引き取っていただくような形で処分していたのですけれども、今そういうことが業者さんもなくなったということで、今は燃えるごみになっております。

取り組みとしては、今お話あったような取り組みに似たような部分でありますけれども、消費生活展の中で、そういう自分のところではもう着れなくなったけれども誰か使ってくれないかとかというような部分については、消費生活展の中で集めて、女性の団体の皆さんとか実行委員会の皆さんで集めていただいて、そういうものの即売会というのか、若干のお金をいただきながら、たしかそういうリユースというのですかね、再利用していただくような、再活用していただくよう

な取り組みをしているところであります。

なかなか自分が使ったものを次の人に使ってもらおうというのに抵抗がないとか、誰か使っているけれども、そのまま使っても抵抗ないという方たちもいっぱいいらっしゃるので、そういった部分ではそういう方法もひとつあるのかなというように思っていますし、最近でいけば、リサイクルだとかそういった部分で帯広などに行きますとそういうお店もありますし、そういうところを使って今まで着ていた服で使わなくなったものというのを再処理というか、再度活用していただくような形での取り組みというのは、昔から比べればそういう道が多くはなっているのかなというように思っています。

ただ町の中でどこかで集めて、それを置いていってもらって、それを誰かまた違う人が来てそこから持っていくというような、上勝町でやっているようなその取り組みというのは、やはりそこで整理をしたりだとか、それからやっぱり何かそういう次の方に譲っていただくとか、そういった人たちだとか、そういったものも当然必要になってくると思いますので、なかなかそのことをずっと町の中でやっていくというのはなかなか難しいのかなというように思っています。ですので、町内でやっているそういう消費生活展だとか、そういったところで活用していただいて、そういう取り組みをしていただくのが、今のところ足寄町の中ではベストなのかなというように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 今難しいという話ありましたが、わかります。

上勝町の場合はそれなりの歴史ありますので、くるくるショップと言っているのだそうです。いわばくるくる回るからなのでしょうけれども。そこにきちんとやっぱり担当者がいらっしゃるのですよ。ごみ集積センターの横にそれがあって、そこにきちんと職員が1人配置されているのですね。それでごみ収集

車はない。自分たちで、その集積センターに自分たちで全部持ってくる。そして34種類に分けて分類しておくのだそうですね、というふうになっている。だからそういう歴史が、16年以上の歴史がありますから、それを即いいから取り入れようたって難しいというのはちょっとわかります。けれども足寄にも空き家があって、使えそうな建物がありますよね、町の真ん中に。そういうのを活用してできないものかなという思いがあったものですから、ぜひ検討していただきたいなという思いがあります。答弁要りません。

次なのですけれども、この話をしたら、そんなもの減らして足寄のごみが全体量が減るのかと言われそうな気もしないでもないのですけれどもね。まず真っ先にできることは、レジ袋のごみの問題だというふうに思っているのですよ。どういうことかという、テレビなどで何回も出てますから見た方もたくさんいると思うのです。例えばウミガメの鼻にプラスチックが刺さったとかね。それから何でしたか、あれは、アザラシか何かでしたか。死んだやつを解体したら胃袋からプラスチックがいっぱい出てきたとか、魚の胃袋からとか、そういう写真は出てて強烈な印象を持っているのだと思うのです。それで、プラスチックは自然に絶対返りません。返るのには3000年かかるとか何とかという数字もあるようですから、目に見えなくて小さくなったとしても消えてなくなるとはいいないということなのですね。それで微粒子としてマイクロプラスチックなどと言われているのだそうですけれども、それが北極海ですとか、空気中ですとか、塩の中に含まれる。あるいは人間のふん便の中にまで最近検出されるようになってきているのだそうです。だから、今すぐ人間の健康に影響するのと言われてたらそうではないのですけれども、時間的な経過で特に若い方がそういう食べ物を食べると生まれてくる子供に奇形が出てくるとか、生殖機能が衰えているとかというようなことが出てくるようですけれども、それはす

ぐではない。そういうことがわかっているわけですから、まずはプラスチックのごみを減らそうということで、一番簡単なのはレジ袋だというふうに思っています。それでひとつレジ袋減らして何になるのよと、こんなもの、軽いものをねという意見もあると思います。確かにそうだと思いますけれども、だけれども一番簡単で町民全体が取り組める、町長が言われたように町民の意識を変えなければ、これ全体ごみ減りませんからね。変えるための一手段として、まずはレジ袋をなくすという取り組みから始める必要があるのではないかと思うのです。

この問題は取り上げるに当たって、私朝早く出て、富良野と中札と更別と、最後に鹿追寄ってこようと思ったのですよ。鹿追寄れませんでした、時間なくて。そこでびっくりしたのが富良野ですね。ごみは燃やさない、埋めないということを基本理念にして、14種類に分けて分別していると。リサイクル率は89.2%だということです、富良野。富良野市だけではなくて、沿線の1市3町1村だそうですけれどもね。年間総量で7,167トンごみが出ているそうですけれども。足寄ではごみステーションと言ってますよね。富良野、ごみステーションと言わないのだそうです。資源回収ステーションと言うのだそうです。そこから町民の意識を変えていくという取り組みが始まっているのかなという気がしますね。

それで、富良野のごみの規定というのでしょうか、その中にこんなものがあるのですよ。過剰包装の抑制や再生利用品の促進、過剰包装商品を買わないと、過剰包装をしない、そういう取り組みを進めると。もちろん市民とともに進めると書いてあるのですけれども、その後に市民と業者と協力して、再生品の需要拡大のために取り組むとあるのです。例えばその中に4項目あるのですけれども、簡易包装の推進運動を展開するだとか、マイバッグを持参してレジ袋の削減の取り組みだとか、それから再生品利用運動を展開す

るだとか、リサイクルを推進する協力店の、いわば事業者をふやすだとかという取り組みをやっているのです。その中にレジ袋をなくすというのが、もちろん今マイバッグ持って歩こうということは全国的に言われてますけれども、町民にそういった意識を持ってもらうということで、マイバッグ持ってもらう。それから業者と協力して、可能ならばレジ袋をなくすと。ただ簡単にレジで、うちではレジ袋渡しませんと言うと、何だ、お前のところけちくさいと言われるということになるそうですから、こんな話が出ておりました。アンケートをとったのだそうですね。そうすると、6割の消費者の方が、アンケートの結果ですね、声かけなしにお店の店員の方がぱっと物を入れてくれると、レジ袋に。それから、例えばヨーグルトとか何か食べたらプラスチックのスプーンをつけてくれると、要りますかとは言わないのね。そういうふうにして、当然のごとくつけてくれるということについてはやっぱり過剰だというふうに思っているという意識調査の結果があるそうですけれどもね。そのときに、袋は御入り用ですかと聞いたら効果がないというのです。このままでもよろしいですかと聞くと、そうしたら大抵は要らないですというふうに言うそうです。それからもっと言えば、レジの横に、地球環境を考慮して当店では雨天時を除きレジ袋を廃止することにしましたという掲示を出しておく、渡さないとかちくさいと言われるかもしれませんが、今であれば姿勢を鮮明にしておく、環境問題を、そうするとなるほどというふうになんて帰られるというのが多いそうです。ということもありまして、そんなことを、例えばの話ですけれども、足寄町のいわばレジ袋を出す業者の方と協議・協力をして、そういうことができないだろうか。減らすための、そういう取り組みはできないかということなのですね。そのことをちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

もう一つつけ加えれば、例えば今生分解性

プラスチックのごみ袋ができてます。それも何種類かあります。普通のやつは海に出ると海では溶けないのですね。だけれども海で溶けるやつも開発されているのですね。どちらがいいかとそれはわかりませんが、そんなことも含めて、代替を使うということも含めて、ちょっとそのことについてお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） レジ袋の関係でありますけれども、今かなりのお店でレジ袋についてはただですと出してくれるというところは少ないのではないかなというように思っています。ほとんどのお店では、必要ですかとか、それから要る場合については要るのを本人が言ってもらおうというように形になっているのではないかなというように思っています。僕が買い物や何かに行くと、大体そういうような形で、余りいきなりすぐ出してくれるというところではなくて、やはり仮に必要なになったらやっぱりお金を出して、2円とか3円とかそういう小さな金額でありますけれども、そういうような形になっているのかなというように思っています。

また、スプーンとか、それから割り箸だとか、そういったのも必要ですかというようなことで聞かれて、必要ありませんとかと答えるともらえないだとかというところが多いのかなというように思っております。やはり今田利議員がおっしゃられたようなことが非常に環境問題というのが今大きくなってきて、お店屋さんも随分変わってきているのかなというように思っています。だから、そういうお店のほうにだんだんふえてきているのではないのかなというように思っております。そのお店の経営方針だとかそういったものもあるかというように思いますけれども、基本的にはやはりマイバッグだとか、買い物行くときには持っていったりだとか、そういう形に今進んできているのではないかなというように思っているところであります。

そういう部分については、またそういうお

店屋さんみんなということになると、なかなか集めて一緒に話してだとかというのはなかなかやっぱり困難なのかなということでは、やはりどちらかといえば、みんなでマイバッグ持って買い物に出かけましょうというような呼びかけのほうがいいのかなというように考えているところであります。

それから、生分解性プラスチックの関係でありますけれども、前のごみ袋は生分解性プラスチックでできたごみ袋でありまして、やっぱりちょっと水に弱いというようなことで、ごみ袋に生ごみだとかを入れていると破けてしまうだとかというようなことが言われておりましたけれども、やはりそういう部分では、単価的には高いのですよね。普通のプラスチックよりは高い。なかなかそういうものに切りかえていくというのも一つの方法としてはあるのかもしれませんが、これまたやはりそういうことには、やっていくにはやっぱり事業者さんの協力だとか、負担だとか、そういったものがやっぱり出てきますので、なかなかそこもやっぱり難しいのかなというように思っております。やはりどこに行くにもちょっとポケットにマイバッグを入れて買い物行っていただくというような、そういう呼びかけのほうをやっていくほうがいいのかというように考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 町長の答弁よくわかります。けれども、まだやっぱりレジで袋くるところ結構ありますね。だからどうというわけでもないけれども、今町長が言われたように、マイバッグを持っていきましようという、いわば啓発の取り組みをすると、行政の側としてはね。そういうことが必要なのかなというふうに思っています。

それで一つだけちょっと紹介しておきたいのですけれども、日本製紙でシールドプラスというのを紙でつくっているのですよね。中に特殊なコーティングをしてあって濡れない、においがつかないというふうになってい

る。それから海洋性分解性プラスチックをつくっているのが福助。靴下をつくっている会社でしょうかね、前のね。というところがそういうのをつくってますね。そんなことも含めて、今4種類ぐらい代替プラスチックが出ていますし、商品化されています。それをそれぞれメリット、デメリットありますから、どれをというふうに言えないところなのですけれども、場所場所に応じて、時にに応じていうのでしょうかね、使い分ける必要もあるのかなという感じをしているところです。

それでもう一つなのですけれども、富良野でもあることですけれども、過剰包装、それを減らすことができないかというようなことなのです。例えば、お菓子買いますよね。お菓子、中を商品をつくるんであって、さらに梱包してあって、箱でさらに梱包してあると。それもプラスチックでつくられていると。だから結局は外箱は紙だけれども、あとは全部プラスチックなのですよね、食べるまでは。それを全部やっぱり投げなければだめですよね。だからそれをやめる取り組みをしようということで富良野は言っていてやっているらしいのですね。どこまで実績はあるかといったら、ちょっと私は聞いてきませんでしたけれども、そこまでは。

それでこれもそうなのですけれども、地元の例えばお菓子をつくってるお店ですとか、あるいは製造しているお店だとか、あるいは販売しているところで、それを本当に、さっき言った代替のプラに変えていく。あるいは紙に変えていくということも可能だと思うのですね。もちろん、それを変えるために生産者の方がものすごい負担をするならまた別ですけれども、そうでなければ、あとは意識の問題だと思うのですね。そのところをどうやって変えていくかということをやったり真剣にちょっと考えなければだめでないかという思いがあるのですよ。それに既に富良野でそういうことを実施されていますので、そんなこともちょっと過剰包装についてはどうでしょうか。考えて議論して検討してもらえな

いでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 過剰包装の関係でありますけれども、なかなか町で、富良野で取り組んでいるということでありましてけれども、町で取り組んでという部分はかなり厳しい、厳しいというなかなか難しいのかなというように考えております。やはりそれぞれお菓子にしても何にしても、やはりお客様に届けるまでの間に必要であるというようなことでその包装がされているというように思いますので、その包装を過剰と見るのか、そうではないよと見るのかというのはやっぱり難しいところだというように思っています。やはりきちんとお客さんの手元に届くまで、きちんとした形で届けたいということであれば、僕たちの消費者側からしてみれば過剰と思えるかもしれないけれども、生産者としてはこういう形でないと届けられないのだよということもあるのかなというように思っています。そういった意味で、過剰包装なのか、過剰包装でないのかといった部分の判断というのはなかなか難しいなというように思っています。単純にそのものを箱で買ったものにまたさらに包んでだとかと、ただそれだけの話だとなるべくそういうのはやめて、ただ袋に入れるだけとかということと言えるのかもしれないかもしれませんけれども、なかなか難しい話で、自治体でなかなか取り組むについては非常に困難なのかなと、今思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 確かにと思いますけれども、例えばこちらから提案して、業者の側からすれば啓発活動ということになるのだと思うのですけれどもね。例えばお菓子を箱に入れる、例えばお土産として買っていきますよね、足寄で。そのときにきちんと段ボールで仕切りがあって、その中にさらにプラスチックで、何というのだろう、トレーがあって、その中にさらにプラスチックで個包装さ

れていると。そのプラスチック部分を代替に変えること、そしてそれにはこういう商品があって、こういうところから取り入れて、こんなふうになれば単価これですと、このところまで示せば、それに替えてもいいかというふうになるのだと思うのですね。そこまで調査研究というのでしょうかね、やる必要もあるのかなと思うのです、正直なこと言うと。そうでないと、本気になってごみを減らそうということにはならないわけでしょう。そういう思いがあって、そんなことも、全くやってないところがあるわけでもないから、やってるところもあるものですから、そんなこともちょっと話してみたいと思ったところです。それもちょっと心にとめておいてください。

2点目に行きます。

以前の答弁で、町長が資源循環型社会の実現に理解を深めてもらうために啓発に努めるというふうに言って、生ごみのコンポスト、電動生ごみ処理機の普及を図ると、そのためのもちろん予算も組んでるわけですが、それでも、現在、さっき答弁ありましたか、ちょっと忘れたけれども、生ごみの全体量は幾らだったのでしょうかね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（佐々木雅宏君） 昨年の4月からもう生ごみは、生ごみとあるいはティッシュ類とか、紙おむつとか、ひっくるめてもう燃えるごみとして一緒くたになってしまってますので、現状としてどれぐらいかというのは、なかなか返答として困るところなんですけれども、平成30年度以前であれば、生ごみの分量というのはわかりますけれども、それでもよろしいでしょうか。

生ごみの量なのですけれども、平成30年であれば435トン、29年であれば、申しわけございません。家庭ごみだけに限ってでよろしいですか。

家庭ごみに限って言えば、平成30年度は280トン、29年度であれば290トン、28年度であれば285トン、このような推

移になってございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） ちょっとお待ちください。

ここで暫時休憩をいたします。

昼食のため、1時再開といたします。

午後12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

田利議員の再質問から始めます。

5番。

○5番（田利正文君） 2点目の①ですね。

生ごみの量はどのぐらいかとばかな質問しましたけれども、過去の例でいくと大体推定として290トンぐらいあるというふうに理解していいですね。この量なのですけれども、中札内行きましたら、中札内で143トンだというのですね。約倍ですよ。だからこれを半分にできたらダンプ10台分以上違えますよね、というふうに思ったのですね。

それで、コンポスト、電動生ごみ処理機の普及に予算をつけてますが、これ本気になって、だっと普及してもいいというふうに考えているのでしょうか。つまり予算超えてしまいますよね、みんなが入れたいと言ったら。実際現実にはどのぐらいコンポストが入っているのか、電動ごみ処理機はどのぐらい入っているのかと、ちょっと現状を教えてくださいですけれども。

○議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

○住民課長（佐々木雅宏君） 生ごみ処理容器、あるいは電動生ごみ処理機の普及度合いですけれども、平成16年ぐらいから取り組んでおります。コンポストにつきましては、平成16年度31個、電動生ごみ処理機については21台と申しますか。翌年度もコンポストが23、電動生ごみ処理機が22という状況ですけれども、近年に至りましては平成30年度ですけれども、コンポストが14で生ごみ処理機についてはゼロという状況になってございます

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） トータルで幾らというのはわかりますか。入れてからこれまででコンポストは何台、電動処理機で何台入っていると。そのうちもし使われてないのがわかっていれば、それを除いてもらって。

○議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

○住民課長（佐々木雅宏君） トータルでいきますと、生ごみ処理機につきましては202台、電動生ごみ処理機につきましては99台ということになります。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） それで先ほど本気で普及する気があるのかということと普及してもいいのかということ、聞いたところはそこなのですけれどもね。本気で普及する気であれば、コンポストを置けるところ、市街地なら市街地ですね。当然畑がなければだめですよ。だからそういうところを、何というのでしょうか、ちょっと私流の言い方ですけども、見える化するのでしょうか。地図があって、市街地の地図があって、そこにコンポストが入っているところ全部落としていくと。そして電動処理機入っているところを落としていくと。その地域は畑がない地域だから、あるいは住宅、マンションだとかそういうところだから、これはコンポストは置けないと。これは電動処理機だということに分けて、地図上に、地図上にという言い方わかりませんが、要するに見える化する、視覚化するというふうにして、まだまだこれは普及する余地があるというふうに判断するならば、積極的にそれを普及していくというふうに、必要だというふうに思ったのですよね。それで、本当にそういうふうにする気があるのかどうかということを知りたかったのですよ。やると予算上でもちょっとね、くれが来ますでしょう。という関係がありますから。だから本気になって、生ごみを減らすと、せめて目標として当面は半分に減らすというふうになれば、電動生ご

み処理機を普及するだとかとことかというところがやっぱり必要だと思うのですけれども、そんなふうにして考えているのかということ、聞きたいところなのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 電動生ごみ機ですとか、生ごみ処理機ですとか、コンポストの普及の関係でありますけれども、やはり基本的にはやはりそれぞれの家庭で自分のところで生ごみを減らすためにどういう方法がいいのかというのを考えていただいてということになるのかなというように思っています。

基本的にコンポストもそんなに大きな畑が必要だとかということではなくて、自分の家の花壇だとか、花壇というちょっとした庭があれば置けることは置けますので、そういうこともできますし、電動生ごみ処理機の関係であれば、家の中で水洗になっていけばできるというようなことになるのかなという、水洗というか、水洗でいいのかな、ということになるのかなというように思っています。そういうことで、やはり町が普及をしていくよということで、こういう補助も出していますよということでやっておりますので、あと個人の皆さん方が、住民の皆さん方が自分の家でどうしようかなというのを考えていただくというような形になるのかなと思っています。

そういうことで、普及を図っていくということで補助金もつけておりますので、予算の関係では、当然今の状況でいくと、そんなに今住民の方からも要望が今ないということで、予算としてはそんなにつけていないと思いますけれども、当然ふえてくればそれに応じた予算というのも考えなければならぬということになるのかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 今の町長の答弁聞いてみると、自然成長的だというふうに思うのですよ。いや、本格的に行政が今290トン

だかある生ごみ、想定される生ごみを半分に減らそうというふうに、何というのだろう、積極的な目標というか、努力目標というか、掲げていないというふうに思えたのですけれどもね。だからそういう意味では、先ほど本気度がどうなのかといったのはそこのことだと思います。いろいろな啓発運動も含めて、こういうコンポストがあります、使い方はこうです、電動ごみの機械はこうです、こんな使い方があります、こんなふうになりますというようにも含めて、いろいろ啓発しながらごみを減らすために協力していただきたいということをもっとダイレクトにということでしょうかね、町民の皆さんに訴えていく取り組みが必要でないかと思っているのですけれども、その辺はどうなのでしょうかね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 生ごみを減らしていくという部分では、これまでも当然のことながら取り組んできているところでありまして、積極的なのか積極的でないのかという部分は確かにあるのかもしれませんが、ただ生ごみは、先ほどの答弁の中でもお話ししておりますように、いろいろな部分でごみの量というのはやっぱり減量していかなくてはならないよということで、その一つの方法としてそういう生ごみとして、今は燃えるごみですけれども、そういうことで出していくという方法もあるし、それから自分の家で処理をして堆肥になったりだとかというような形でやることもできますよということで、それで当然そういうコンポストですとか、それから電動生ごみ処理機、そういったものを、こういうものがありますよと。それに対しては町として補助を出しますよということで、お話をさせていただいているので、それは生ごみを減らすためにやっている事業であります。そのことと、あとそれぞれの事情、家庭の事情だとかいろいろありますから、私のところではそれできませんかということもあつたのだというように思っています。そういったところは、そういう事情、それぞれの

事情の中でどの選択を選んでいくのかという形になっていくのかなというように思うのですよね。町から生ごみ減らすために電動ごみ処理機全部入れなさいだとか、コンポスト使いなさいだとかという、そういうようなことにはやっぱりなっていないのかなというように思っています。

だからやはり住民の皆さん方が一人ずつ、一人一人が生ごみを減らすために自分のところではどうやってできるのかなというのを考えていただいて、いろいろな方法を選んでいただく。やっぱり家ではなかなかできないよとなると、燃やすごみの中に入れざるを得ないという形になるのかなというように思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 町長が言ってることよくわかります。わかりますが、先ほど出した上勝町の話もそうですけれども、やっぱりそこに住んでいる方の意識をどうやって変えるかということだと思うのですよね。そのために誰がやるかといったら最初は行政が投げかけなかったら動かないのだと思うのですよ。もちろん民間の方、あるいは民間の会社や企業が動いてそういうことをやるということもあり得ますよ。あり得ますけれども、例えば足寄の場合だったらやっぱり行政がそういう問題提起を投げかける、こんなふうになればこんなふうにはできるよと。実際今これだけお金かかっているのですよと。これをここまで減らしたいのですけれども、そのためには町民の皆さんの協力が必要なのだと思いますよと。そのころのやっぱりダイレクトな訴え方がやっぱり必要だというふうに、私思ったものですかね、それで自然成長的な取り組みなのかどうかという言い方をちょっとして、ちょっと申しわけないですけれども、そんな話をしました。

当初、芽登のバイオマスセンターに生ごみ入れるという予定がありましたよね。それができなくなったというのはどういうことで

しょうか。できなくなったというか、しないことにしたというか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 芽登にバイオマスプラントをつくるときに、足寄町のほうは生ごみをそこで処理できないかということで、いろいろ検討をしてきました。その中で最終的に結論としてはやっぱりそこにはちょっと難しいなということになったわけなのですが、大きな要因としてはやはり生ごみの収集運搬をどうするのかということなのです。今収集して運搬していただいていますけれども、生ごみをまたさらに別に収集運搬しなければならないという形になるわけですので、そうすると収集運搬にかなりのコストがかかるというのがやっぱり大きな原因であります。同じ場所を燃えるごみを集めて回ると、それとまた別に今度は生ごみを集めて回らなければならないという形になりますので、同じところをまた別な車でまた集めて回るということになると、かなり経費が二重になるという部分の一つあるということと、それから生ごみの集め方もどうしようかというようなことでいろいろ検討しましたけれども、やはり今と同じように、以前と同じように、生ごみの袋に入れて集めるということになると、今度はその生ごみを出さなければならない。袋のまま投入するわけにはいきませんので、出さなければならない。そうするとその破袋機、袋を取り除く機械だとか、そういったものも当然必要になってくるというようなことも含めて、いろいろな経費なども考えていくと、やはりなかなかバイオマスプラントにその生ごみを入れるというのは難しいなという結論になって、芽登に持っていくというのはやめることになったという経過でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 単純に考えたらですけども、なぜこんな質問したのかということなのですけども、くりりんセンターに

持って行くよりは芽登に持っていったほうが距離的には絶対に近いし、経費は変わるのだという単純な発想なのです。中札内行って聞きましたら、中札内は障害者の授産施設というのでしょうか、そこに委託をしているらしいのですね。集めるのはどうやって集めるのですかと聞いたら、ごみステーションにバケツみたいなのが置いてあって、そこにあけていくのだそうですね。それを授産施設の方が集めて、そこで機械に入れて堆肥化すると。ビニールだとか、プラスチックだとか、ホッチキスの針だとか、金属だとか入っているのはそれはどうなりますかといったら、当初は大変だったと言ってました。だけれども、最終的には堆肥になったときに光が当たるとわかるのだそうですね。堆肥とビニールとか金属というのは光り方が違ってすぐわかるのだと。それで取り除いて、町民の還元用として10キロの袋に入れて渡すだとか、あるいは軽トラを持ってきて1台どっどっ持って行く人もいるだとかね。更別は逆に機械のところの投入口に村民が勝手に持ってきて、入れていくのだそうです。それも当初はやっぱり異物混入で大変だったそうですけれども、今は大丈夫みたいですね。そんなことがあったものですから、くりりんに行くよりは芽登のほうに近い。そこに持っていく方法がないかというふうに考えて、なぜやめたのかなと。

最後に鹿追寄らなかつたのはちょっと残念なのですけれども、鹿追ではそれやっているわけですよ。生ごみやってないですか。生ごみ入れているというのは。それで、ちょっとわかりませんが、寄ってこれなかったからわからないのですけれども、入れているのは前には聞いてましたから、入れているのなら足寄でもできるのではないかという思いがありまして、それで聞いたところです。（議長「答え要るのですか」と呼ぶ）

あれば。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今おっしゃられるとおり、本当は帯広まで持って行くのだったら

芽登のほうがずっと近くて、仮に集めていっても経費が安くなるのではないかだとか。もっと言えば、一緒に集めていって芽登に置いていってもらって、そしてその後くりりん燃えるごみ持っていってもらうだとか、そんな形にできないかなということ考えていたところなのですけれども、なかなかその車に積む量だとかのことを考えていくと、一緒に集めて持っていくだとかということはやっぱりちょっと不可能だということになりまして、そうすると車が2台必要になってくると。収集するのに2つの、同じところを回すのだけれども2台が必要だということで、経費が二重になると。帯広に行くより芽登に行くほうがちょっと近いから少しは安くなりますけれどもね。そういうようなことになって、やはり経費的にもやっぱり難しいなということ。それから先ほど言ったような、ほかにもいろいろと、生ごみを一緒にするという部分でのいろいろな経費がまた別にかかるということもあって、残念ながら断念したという形になっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 富良野でのやつを見ましたら、袋に入れてやっぱり生ごみ回収しているのですね。そして、工場とか何と、そこに処理のところに行くと、まずは袋を破る装置があって、その後は金属探知機みたいのがあって、そこで全部異物は処理していくと。ただ問題の、わからなかったのは、ビニールだとかプラスチックだとか、そういうのはどうやって取るのだろうかという、そこがちょっとわからなかったのですね。今なら光センサーとか何かで全部区別できて、できる装置もあるのかなと思ったものですから、もしそれがあれば芽登でもそんなことも可能なかなと、初期費用はかかったとしてもずっと先のことを考えたら、くりりんまでは運ぶよりはずっと安く上がるのではないのかなと、単純にそう思ったわけです。

次行きますね。

ごみ出し困難世帯というのは今のところどのくらいあるのか、押さえているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの質問にお答えいたします。

ごみ出しの困難な方という意味では高齢者ですとか障害者の方で、先ほど答弁でもお答えしたとおり、認定等を受けている方という捉えで生活支援が必要な方という意味では、サービスを提供していると押さえておりますが、今のところ、今ちょっと数字は押さえておりませんが、そのように提供しているというふうに捉えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 介護保険の利用とは別に、私の知ってる人もいましたけれども、実際に歩けはするのですよ。だけれども、遠くまで歩けないと。もちろんその方は介護認定受けてませんよね。そのときに、答弁では業者をお願いして有料でとありましたけれども、2020年度の国の方針でごみ出し困難世帯がどのくらいあるかというのを調べてなければ調べなさい、それには特別交付税50%出しますよと言っているのですよね。もちろんわかっているのだと思うのですけれども。そういうのがあるから、きちんと調べていただいて、それを活用する方法はないのかなというふうに思ったのですね。それで、困難世帯がもしつかめてなければつかむための努力をしてほしいと。そのためにも特別交付税は使えるというふうになってますので、それも含めてやれないかというのがまず一つですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） ごみ出しの困難世帯の把握でありますけれども、現状の中ではなかなかそういう今話をしたように、介護保険ですとか、それから障害者の方のそういう制度だとか、そういったもので対応しているという形で、そのほかの方でごみ出しが困難な

方という部分ではきちんと把握をできていないという状況にはあります。ただ、なかなか個別にごみ出しの支援をといる部分では、なかなか今段階では難しいのかなというように考えているところでありまして、今そういうことで把握をなささいというようなことで、十分にどこまでが困難なのかといった部分なども含めて、本当にその把握がきちんとできるかどうかもちよっとわかりませんけれども、そういったことについては今後の業務の中でちよっと考えさせていただきたいなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 町長の執行方針の中で、時代の変化に合った福祉施策を進めるためには、ためにはないか、ため、福祉施設全般の基本方針や目指すべき将来像を盛り込んだ第2期足寄地域福祉計画を今年度中に策定し、ひとり暮らしのお年寄りや障害者が安心して住み続けられる環境を充実させていくというふうに、行政執行方針で述べられてますよね。それが一つあるのと、もう一つは既に帯広、音更、幕別、上士幌でこれやってるのですよね。だから管内でそういう事例はないということではなくて、もう既にやっている自治体があるということが一つ。それから、先ほど言いましたように、特別交付税措置が50%あるということなので、多分ですけども、まさかごみ出し困難世帯が100世帯もあるなんてことはないでしょうからね、そんなにお金もかけないで、今町長が言われた行政執行方針のお年寄りや障害者が安心して住み続けられる環境をつくるために一歩近づけるのではないかという思いがありまして、具体化できないかという、もう一度伺っておきます。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 今他町村の状況をお話いただいたところだったのですけれども、こちらのほうでも例えば帯広市さんの収集のサポート事業というものはちよっと把握

しておりますけれども、対象者は要介護認定とか障害の方とか、ほとんど介護認定を、各サービスを使えるような方なのかなというふうに思っています。

今足寄町は以前はごみ収集の日が曜日が決まっていなかったものですから、ヘルパーさんの訪問等が定期的にその日に合わせてするような対応がなかなか厳しいということで、困難な方が結構課題として上がっていたのですけれども、今年度からはごみ収集の日が曜日で決まるということで、ヘルパーさんの対応も非常にしやすくなったということで、その課題はかなり解消されていると思っています。

先ほどおっしゃったような認定を受けてないような方というのは、御近所の方がお手伝いしていただいているとか、老人クラブで支援をしていただいているというようなお話も聞いておりまして、そういう意味では御近所の支援、共助のような部分も非常にありがたいですし、まずはそういう御家族の方、御近所の方が支援していただけるのが非常にいいのかなというふうに思っています。

また、地域福祉計画においてもいろいろなそういうような高齢者の方とか、障害の方も含めた全体の地域福祉を向上させるということで計画をしておりますけれども、全体計画ということでこういう細かいことまでは載せてはおりませんけれども、今現在は先ほど言ったようなヘルパーさんで対応できているということもありまして、これがこれから先高齢者もふえていきますので、介護人材だけでは対応できない時代がやっぱりもうすぐ来るのかなというふうには思っています。それに向けては、地域で足りないサービスを今検討して、どのように検討していくかというのがありますけれども、検討して実現化させていくというようなことはこれから取り組んでいかなければいけないことかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 今福祉課長が言われてましたけれども、高齢化が進んでいて介護認定がどんどんふえていくと。介護認定を受けて、ごみ処理、ごみ出しといいますか、支援をするのと、今私が言ったごみサポート支援するのと、どちらが経費かかるでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） お答えします。

ちょっとそのような比較はしたことないですけれども、通常ですと介護サービスは介護サービス、障害サービスというのは国の基準に基づいて実施しますので、例えばNPOさんとか地域の方がやっていただけるような自主的なサービスのようなほうが通常は安いのかなというふうには想定はしますけれども、今介護サービスを入れるといっても、ごみを捨てるに行くだけではなくて、例えばほかのお掃除ですとかお料理ですとか、そういうものとあわせてごみを捨てるようなサービスの組み方をしていると思ってますので、それだけに対応はしているわけではないと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） わかりました。

今の件については、しかるべき時期が来たときまたちょっと検討してみたいというふうに思います。

質問の最後になりますけれども、町長に総括的にちょっとお伺いをしたいというふうに思っています。

前文で大きな話から書きましたから、お前が話せばいつもそういうばかでかい話しかしないのかと言われてそうですけれども、だけれどもそれも全部つながってきて足寄町につながっているという思いでございますので、最後のお話を聞きたいと思っております。

新中間処理施設整備基本計画、これは循環型社会形成推進基本法、同じくその交付金を使って建設されるというふう書いてあります。3R、リデュース、リユース、リサイクル

も掲げてはいますけれども、環境に負荷をかけない取り組みなされているのかといえ、私はノーだと言わざるを得ないと思うのです。今の社会の至るところで掲げている字面と実際の動きとが違ふというのがものすごく多くあるというふうに、私思うのですよね。例えば、ごみの焼却炉ですけれども、アメリカでは168カ所、フランスでは100カ所、日本では1,400カ所あるのです、焼却炉が。フランスの14倍です。フランスの面積と日本の面積、私は比べてませんけれども、少なくとも1,400というのはちょっと異常だというふうに思うのですよね。

2015年に採択されたパリ協定では、世界の平均気温を産業革命前と比較して1.5度に抑制する努力目標を設定しました。21世紀後半までに人間活動による温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするという方向を打ち出しました。スウェーデンの17歳のグレタ・トゥーンベリさんが「一番危険なのは行動しないことではなくて、政治家や企業家が行動しているように見せかけていることだ」と、「私たちは大量絶滅の始まりにいる」というふうに訴えて、その言葉が世界の若者たちに共感を与えました。これに対してトランプさんは何と言ったかという「全くばかばかしい、落ちつけ、グレタ、落ちつけ」、ブラジルの大統領は「小娘」と言いました。プーチン氏は「現代の社会が複雑多様であることを誰も彼女に教えてない」、日本の環境大臣は「大人に対する糾弾に終わってしまっただけは未来はないと思う」というコメントをしています。私自身の感想は、ばかばかしい、現代の世界を理解していない、未来はないのはどちらかということは明らかでないかというふうに私は思います。17歳の若者の真剣な訴えを聞く耳を持たない、持てない政治家のほうにこそ問題はあるのだと私は思います。私はパリ協定の立場で足寄で何ができるかという細かい話ですけれども、そういう視点で質問をしているつもりですが、この点に

については町長はどう考えるか。

それから、29年7月28日に第1回の新中間処理施設整備検討会議以来、18の市町村の首長、議長が参加しているのだと思いますけれども、富良野流に言えば、ごみは燃やさない、埋めない。上勝町流に言えば、ごみゼロを目指すということになるのでしょうか。こうした視点での意見とか議論というのはなかったのでしょうか。それぞれ住民の暮らし、健康を守るという行政のトップ、議会のトップの方々が参加していて、施設が完成すれば今後30年間ごみを燃やし続けることに関して、何の疑問も持たなかったのか。あるいは、対案を示す人はいなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） まず最初に小さな話から。先ほどの特別交付税措置の関係なのですけれども、これについてはやはり介護保険ですとか障害者、そういった方たちを対象にとしての交付税措置であるということになりますので、それ以外の方たちの分は該当になっていないような形になっているようであります。

それから、焼却施設の関係でありますけれども、全てのごみを燃やすということではないということで、まず御確認をいただきたいなというように思っています。

足寄町でも17品目に分別してごみの収集をしております。上勝町みたいに34品目だとかというような、そんな多くはありませんけれども、17品目に分けて、その中で燃えるごみ、それから埋め立てるごみ、そしてあとは資源ごみということで、そういう分け方になっておりますので、全てのごみを燃やすという、そういう考え方ではないということをお聞きしたいなというように思っております。

そういった意味で、足寄町の場合、今年の3月までは三町で、池北三町でごみの処理をしておりましたけれども、そのときはやはり

埋め立てでありました。埋め立てということになると、どうしてもやっぱり埋め立てをする、そういう施設が必要になりますし、そういう施設、どこかにはやはり設けなければならないということになります。これを焼却をしないでそのまま埋め立てをするということになると、かなり大きな施設が必要になってくるということになります。したがって、燃やせるごみについては一定程度燃やしてごみの量を減らすという、減らして埋め立てるとい、そうやってしないと、埋め立てる場所がどんどんどんどん大きくなってしまいうことになるとのかなというところあります。そういった意味で、一定程度焼却施設というのが今必要になっているのではないのかなというように思うところあります。

埋め立てのごみも当然ありまして、その分と合わせて焼却したときの残った灰みたいなものですかね。そういったようなものを一緒に埋め立てる施設も必要になると。その埋め立てる施設もやはり一定の期間が来るとやはりいっぱいになるわけですから、そうするとまたどこかに必要になってくるというような、そういうことになるのかなと。それが焼却をしないで全てが全てリサイクルなり再使用ができれば、全然問題はないのかもしれないけれども、やっぱりどうしてもできないものがあるということなのだというように思っております。

先ほど議員おっしゃられた上勝町でも2割ぐらいがやっぱりどうしても残ってしまうと、そういうことなのだというように僕は思っているところあります。

あとその残りの分ですね。資源で再利用できるもの、再活用できるようなものについてはやはり再利用していく、資源として回収をして再利用していくというのがやっぱり必要なのだろうというように思っているところあります。

そういうことで、やはりもちろん焼却施設がなくて、ごみをゼロにして燃やさなくても済むということになればやっぱり、そういう

ことができるようになれば、当然のことながら必要ないのかなと思いますけれども、今段階ではどうしても、焼却施設も大きさだとかいろいろありますけれども、今段階ではやっぱり最低限燃やさなければならぬごみもやっぱり出てくるのかなというところで、必要な施設になってくるのではないのかなと考えているところであります。

2つ合わせての答弁で、ちょっと必要な話、必要な部分全部含まさっていたかどうかわかりませんが、以上、私としてはそういうような感じ、考え方であります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 今町長の答弁、私も同じ考えを持っています。例えば、ごみをつくる段階からなくすという取り組みが国全体、あるいは地球レベルでは世界各国になるのでしょうかけれども、生産段階でごみにならないものをつくるというふうに、そういうに法律ができて規制でも変わらない限りは無理ですよ。どんどん上からつくられてくるのだから、それを足寄町に来たやつで足寄町で最終処理をしなければならぬということ自体が私は矛盾だと思っているのです。だから上から直さなければだめだと思うのですけれども、それはそう簡単にいかないと思ってますけれどもね。ただ、上勝町の方とお話をしている、こんなことも話されたのですけれども、毎年世界でどれぐらいごみ出ているか知ってますかというのですよ。21億2,000万トン。ピンと来ません。40トントラックに乗せると、地球を24回する分ぐらいになるのだそうです。それぐらい毎年出ているのですよという話なのです。だから、私たちの小さな町の取り組みが、今世界中にそういう仲間を広めようというふうにやっているのだけれども、決して無駄ではないと。そして、今日本の自治体の中でも上勝町と足をそろえてやっている自治体がふえてきているのです。そして、私がびっくりしたのは最終処分できずに水銀、体温計とか水

銀入ってますね。あれだとか、蛍光灯、北海道の北見に来ているのですよ、上勝町から。イトムカ鉱業所とありましたよね、昔。その跡にできている会社があるのです。本社は東京なのですけれども、そこで水銀を処理していると。その会社は世界的にも結構でかくて国連のそういう環境団体と契約をしていて何国か、世界の何カ国と契約をして、その国の水銀を集めて収集する、処理するという仕事もしているのです。そんなことも改めて知ったのですけれども。やっぱり最終的には、何というのでしょうか、全十勝のごみを燃やす、全部ではないと町長言ってましたけれども、燃やすごみを少なくとも半分に減らせられたらもっと違いますよね。だから、285億円、解体費用も含めたら300億円超えるのではないかとされている新しいくりりんセンターをつくるという計画なのですけれども、それも当初考えてからちょっと今ずれ込んでますよね。というのは、住民に説明全くしてないのですよ、地元の住民にも。それで説明会やっっているいろいろな批判が起きて、足寄でも説明会やるようになりましたけれどもね。本当にくりりんセンターをどうするかというところの住民説明と住民合意があって、こんなに巨大でなくてもうちちょっと小さくてもいいのでないかということ、本当にそこに参加している首長さんや議長さん含めて、我が町でこういうふうにするればごみ減らせるという議論がもっとされていれば、もっと違った提案になるのではないかという気がしたものですから、こんなことを最後にお聞きしたわけでありまして。もし何かあれば、これで終わりたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） お答えいたします。

田利議員から今回ごみの質問いただきましたので、私も上勝町のホームページだとかいろいろ見させていただいて、ごみの、それこそ上勝町の四国から北海道までごみが来て、ごみがというか、処分できないから来るのですけれども、処分できるところに来るとい

ような、そういうのも見させていただきました。そういった意味で、上勝町、非常に先進的に取り組んでいらっしゃるというように思ったのですけれども、やはりなかなか、世界を見てもやっぱりそういう運動が広まってきているよということなのですが、なかなか日本の中では、ではどれだけ広がっているのかというと、決してそんなに多い数ではないということなのですね。やっぱり日本の今の中ではなかなか、上勝町がやっている取り組みというのがなかなかまだまだ浸透し切れていない部分なのだろうというように思っています。やっぱり今田利議員おっしゃられたように、やっぱり生活していく上では必ずごみが出てくる。そして、リサイクルできるようなものもあるけれども、どうしてもやっぱり燃やさなければならぬだとか、埋め立てなければならぬだとかというごみがどうしても出てくるという状況の中で、やはりそういう焼却施設も必要ですし、埋め立て施設も必要ですし、人間が生活している上では必ずごみが出てくる今の状況ですから、そういうものは必要なのだよということなのだというように思います。

あとはやはりその施設をなるべく小さくお金をかけなくて済むようにするためには、それぞれの町でそれぞれの住民の皆さんと一緒にごみを減らしていくという、そういう取り組みはこれからも必要になってくるのかなというように思っているところであります。

処理場についても、どんどんごみ出してくださいということではなくて、やはりごみの減量化というのはこれまでもずっと取り組みをしていますし、これからも取り組んでいかなければならない、そういう課題なのではないのかなというように考えているところでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、5番田利正文君の一般質問を終えます。

次に、11番木村明雄君。

（11番木村明雄君 登壇）

○11番（木村明雄君） それでは、議席番号11番、議長のお許しをいただきましたので、我が町の観光と浴場施設問題について、質問をしたいと思います。

足寄町の基幹産業は農業と林業であります。街の中の活性化を図っていくのは何といっても商業であります。時の流れはとはいながらも、近年空き地や駐車場が多くなりシャッターがおりた店舗も目立つようになりました。

我が町の観光については、オンネットー茶屋にかわる建物が建設される計画であります。順調に営業されるようになって、足寄町のPRにはなっても大きな経済効果は期待できないものと考えます。

近年観光客の流れは大きく変わり、帯広から本別を通り釧路方面へ抜けております。一方、足寄方面へ向かってくる国道241号線と242号線重複国道は現在足寄の道の駅あしよろ銀河ホール21を通過しておりますが、医療、物流、それらを考えると、近い将来必ず足寄から陸別方面へ高速道路が開通すると考えなければならぬわけであり。近い将来、10年先または15年先かはわかりませんが、そのころは地方交付税も減少し、当然人口減少も進み、町財政は厳しい一途をたどり、大きな事業を計画しても一向に前へ進まない、または進めなくなる可能性があります。そこで、今までの懸案事項であった事業を施行、促進していくのは今しかないとは私は考えるわけであり。

また一方、管内で大きく変貌していることがあります。それは帯広から足寄までの区間、国道241号線沿い、音更町は新しい道の駅を計画、建設進行中と聞いております。士幌町は平成29年にリニューアルオープンされました。そして、上士幌町については現在建設中であり、5月下旬にはオープンすると聞いております。

足寄町は道の駅が開業オープンして約20

年が経過をしております。少々古い建物だけにおくれをとりますが、ここで一番大切なことは場所、建物、環境、それらを考慮し、その町の魅力を生かした集客力だと考えます。そこでお伺いをいたします。

1つ、年間足寄町に訪れる観光客数はどれほどなのか。

2つ目、音更町、土幌町、上土幌町、この三町が現在道の駅新設に力を入れているわけですが、我が町の道の駅についてはどのように考えているのか。

3つ目、議会側も公衆浴場施設に関する調査特別委員会を設置し、12月から1月にかけて慎重審議のもと5回議論したわけですが、浴場建設に関し絶対反対との委員はいなかったわけでありまして。大変必要な浴場ではあるが、予算の関係もあり慎重な報告になったわけでありまして。これから先は町長の考え方、行動力ひとつであります。

我が町の集客力について、場所、建物、環境について考えますと、あの道の駅が一番適地と私は考えます。今やらねばいつできる、わしがやらねば誰がやるという言葉もありますように、ここで渡辺町長に大きな期待をしているところであります。

足寄道の駅は温泉がある、他町とは違う差別化を図った道の駅にしていかなければならないと私は考えるわけでありまして、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 木村議員の我が町の観光と浴場施設問題についての一般質問にお答えいたします。

1点目の年間足寄町に訪れる観光客数についてですが、十勝総合振興局に報告をしている足寄町の主な観光施設等における観光客入り組み数調査から、平成28年度は46万2,200人、平成29年度は51万6,200人、平成30年度は48万8,000人となっております。

2点目の我が町の道の駅についてですが、足寄町には足寄湖とあしよろ銀河ホール21

の2つの道の駅があります。

あしよろ銀河ホール21は、ふるさと銀河線の鉄道駅として平成3年に建設され、廃線を控えた平成16年に道の駅として登録された比較的古い道の駅であります。時代の変化に伴い、道の駅に対する利用者のニーズも多岐にわたってきたことから、平成22年及び23年に本体を全面改修し、北側駐車場に多目的交流施設、平成23年に南側駐車場に交流物産館寄って美菜、平成28年にはチャレンジショップを設置しております。

将来に向けて、施設周辺の利用者の規模に合わせながら、施設の老朽化等の対策も含め道の駅の機能向上を図ってまいりたいと考えております。

3点目の道の駅に浴場施設をについてありますが、議員仰せのとおり、道の駅に温泉を整備できれば道の駅の魅力が一層高まり、集客力が高まるものと思っております。

一方、浴場整備につきましては、浴場設置に関する調査特別委員会所管事務調査報告書の内容を踏まえ、改めて役場内に設置した浴場に関する検討会において、設置場所や施設規模、インシヤルコストやランニングコスト等について、幅広く検討を進める必要があると考えております。

新型コロナウイルスに係る対応が落ちついた後、身の丈に合った施設整備等の基本的な方向性について、議会にも相談させていただく必要もあると考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、木村議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

11番。

○11番（木村明雄君） 大体わかってきました。お客さんというか、観光客は48万人もいるということでございます。

まずは現在新型コロナウイルス感染症で世界中が大変な状況下の中、日本でも特に北海道が100人を超える感染者になり、緊急事態宣言が出され、大変な状況下になっており

ます。

私はこの質問について、するかしないか、大変迷ったわけでありますが、昨年の今ごろでしたか、私の後援会、または町民との約束もあり、このたびこのコロナウイルス感染症が一日も早く終息に向かうことを願い、あえて質問することにいたしました。そこで、お伺いをいたします。

高速道、道東道についてお伺いをいたします。

現在、足寄から陸別までの高速道路についてはどのように進んでいるのか。また、高速道路期成会もあると聞いておりますが、関係者として町長もその一員なのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

高速道路の関係でありますけれども、足寄から陸別までの区間についてはまだ当面着工しない区間となっております、陸別から今小利別の間、ここが今工事をしている区間となっております。どの程度の進捗率になっているのか、ちょっとはっきりはわかりませんが、今国道からなかなか見えないので、どんな工事がやられているのかわからないという状況もありますけれども、開発のほうから今、橋ですとか道路ですとか、そういったものやっていますよということで、写真なども見せていただきながら報告をいただいております。そういう意味でいくと、まだ何年かかるかわかりませんが、もうしばらく陸別までの区間については時間がかかるのかなというところでありまして、ちょっと進捗状況がわかれば、本当は一番よかったですけれども、ちょっとどのぐらい、何パーセントぐらいいつてるのかと、そこはちょっとわかりません。

それから、期成会がございまして、これは高速道路の、北海道の高速道路の期成会というのがあって、それから道央道の期成会というのがあって、それから道道の中でも十勝の

期成会、北見の期成会という、合わせると全部で4つぐらいあるのですね、期成会でございます。その中で私も、町長も、足寄町長もその役員となっております、いろいろな要望等ありましたら、そういったときには一緒に参加をして、高速道路の推進について要請をしていくという形になっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） それでは、次の質問をいたします。

オンネト一茶屋の建物の進捗状況はどうか。そしてまた、大きさ、収容人数、それから集会または研修ができるようになるのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

今木村議員おっしゃっている内容ですけれども、茶屋にかわるものということで、本年度環境省の補助事業を活用して調査設計をいたしております。内容については、オンネト一新休憩舎建築工事調査設計業務という形で、工期が8月1日から令和2年3月6日に業務を完了しております。

この業務内容というか、業務委託におかれましては、今言っていました建設位置だとか規模だとか、そういうのも含めて、オンネト一魅力創造委員会のメンバー並びに環境省の釧路環境事務所の担当者との意見を交換しながら進めさせていただいております。規模的なものについては面積、全体で延べ面積になると思うのですが、約173平米ですか、という形の中の規模になってきております。用途につきましては、軽食等できる部分の厨房だとか、そこに伴う管理室、あとはいわゆる展示とか休憩したりするところ、ちょっと最終的にはまだレイアウト的なものはまだ面積等把握しておりませんが、そういうような形の中で規模が決定というか、そういう形の中で進めてきております。

この調査設計業務、業務完了するとともに、今後についての建設等についてはまた同じく環境省の事業を活用しながら進めるということもあるし、それに伴う事業申請の手続だとか、建設工期、オンネトーというところにつきましては冬場いろいろと交通規制等もありますので、その辺を考慮しながらいろいろと調査を進めていくことを前提に今後、行政執行方針の中にも触れているのですけれども、6月以降の議会のほうに予算提案をさせていただく予定というふうな形で進めさせていただくということであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） それでは、次に質問をいたします。

本日町長の行政報告もありました。また、足寄町のまち・ひと・しごと創生総合戦略別冊冊子も本日ありました。私もちょっとまだこれについては詳しくは読んではおられませんけれども、そこでお伺いをしたいと思えます。

足寄町の行政について、これですが、現在またはこの近年余裕を持って進むことができるのか、それから余裕はないがやりくりしたらできていくのか、それとももう本当に悪いのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

今後の財政状況ということなのだというように思いますが、ことし新年度の予算、この後また審議をいただくような形になりますけれども、90億円ぐらいの予算としております。財政的な状況でいけば、町の町税については約9億円ぐらいでありますし、交付税それから町債、そういったものを含めて90億円ぐらいの予算が今回つくれたかなというように思っていますが、全体として考えていくと、やはり経常経費がかなりふえてきているのかなというように思っています。

そういった意味では、なかなか自由に、自由に使えるといったら変ですけれども、町のいろいろな政策の中で使えるお金というのはだんだんやっぱり減っていく状況になるのかなというように考えています。

そういった意味で、今後はやはり予算としてはやはりいかに効率的に使えるか、削減できるところは削減して、いかに効率的に使っていくのかという形で事業を進めていかなければならないというように思っています。

全体としては、財政調整基金、予算をつくっていく上である程度予算のやりくりだとか、そういった部分ができる財政調整基金の部分がやはりだんだん減ってきているというの、これ実態としてあります。そういうことを考えていくと、経常経費がふえてきている、財政調整基金もやっぱり少し少なくなってきた、そういう部分でいくと、少し窮屈な予算になっていくのかなという思いはあります。

ただ、基金についてはそのほかの目的基金、そういったものがありますので、その目的に応じた取り組み、そういったものは、まだそういった意味ではできるのかなというところでもあります。

総体的に考えていくと、決して、今の国のコロナウイルスでかなり国も予算をきつと使うのだろうというように思っていますし、国の財政もかなり厳しくなるのだろうなど。そういうことを考えていきますと、今後の町税も含め、それから交付税も含めて、この後の先行きというのはなかなか見通せない部分もちょっとあるのかなといったところで、そんなに厳しくはないですけれども、やはり少し厳し目にやっぱり見ていかなければいけないのかなという情勢かなと。なかなかきちんとした答えになってないかもしれないですが、そういうような状況なのかなというように考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） これについては現

在、そしてまたこの近年について伺ったわけであります。

これから先に向けて、できればこれも聞いておきたいと思うのは、これから先7年先、10年先、そしてまた人口の動向はどうか、その辺についてもちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 人口についての御質問でございますけれども、人口はやはり少しずつ減っていくというのは、これは間違いないかなというように思っています。自然減、亡くられる方がやっぱりかなりだんだん多くなってきて、生まれる方が少ないということがやっぱり近年大きくなってきているかなということでありまして、その差というのはやっぱりだんだん大きくなっていくかなということで、自然減が多くなっていくということでありまして。社会増減でいきますと、やはり転出される方が多くて転入されてこられる方が少ないという状況です。ですから、トータルするとやっぱり人口はマイナスになっていくということでありまして。いろいろな施策を打ちながら、なるべく人口減少のスピードを緩めていく、抑制していくという、そういう取り組みをやはりこれからもしていかなければならないと考えています。

ただ、やっぱりこの先を考えていくとやはり今6,700人ぐらいの人口ですかね、これがどんどんやっぱり減っていくのは間違いないということで、10年先何人ぐらいになっているか、なかなか想定できませんけれども、なるべく人口減少を抑えていく、そういう取り組みを今後もしていかなければならないと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） わかりました。

ここで浴場について、特別委員会も開いた形の中で進んできたわけなのだけれども、ここでBirthについて、浴場問題がありました、その後進展はしているのかどうなの

か、ちょっとわからない。そして先ほど町長のほうからも、これについては挨拶があったわけだから、これについては理解はするわけなのだけれども、ちょっと何というかな、進んでいく状況というのか、それについてちょっとありましたら伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

浴場の関係でありますけれども、12月に提案というか、皆さんに御提案させていただいた部分のBirth47からの提案については、特別委員会の中で報告いただきましたし、それからBirthさんともいろいろ話をしておりますけれども、Birthさんのほうではそういうことであれば今回については、何というのですかね、遠慮したいというのか、やめさせていただくということでお話をいただきましたので、その部分については全く白紙になったのかなというように思っています。

そういったことで、やはりそうなるとうちの役場の庁舎内で検討してきた内容だとか含めて、また再度検討を進めていかなければならないという形になるのかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） わかりました。

それでは、最後に渡辺町長も首長になり1年がたとうとしております。そこで、今後の足寄町はどうあるべきか、そしてまたこれについての思い、総体的な足寄町についての思いというか、それらについて伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

もう少しで本当に1年が経過するという時期となりましたけれども、なかなか本当に自分としては十分できてきているのかどうなの

かというのはなかなか判断ができないという
か、評価としては非常によくはないかなとい
うように思っています。

そうはいつでも、足寄町を今後どうしてい
くのかといった部分では、先ほど総合計画と
それから総合戦略についても報告をさせてい
ただいておりますけれども、やはり今後の足
寄町を少しでも活性化できるような、人口
も、先ほども言いましたようにちょっと減少
していくような状況ですよということですけ
れども、少しでも人口減少を抑えていく、そ
して地域の中の活性化が図れるような、そう
いった取り組みを今後もしていかなければな
らないというように考えております。

それから子育て支援、そういった部分で、
人口減少を何とか抑えていくといった部分で
やはり子育て支援ですとか、そういったこと
が今後も必要ですし、それから今後必要に
なってくるのは若い人たちの支援、一旦外に
多分大学だとか専門学校だとかいろいろとい
うことで、足寄町から高校卒業した後出てい
く方たちが多いと思うのですけれども、そう
いう人たちがやはり足寄町に帰ってこれるよ
うな、そういったまちづくりをしながら、
帰ってきた人たちの支援というものもやはり
必要になってくるというように思っています。
そういった部分が、そういうことで少し
でも人口減少を抑えられるような形になれば
なというように思っています。

それから、高齢者の皆さんについても、や
はり住みなれた足寄町でいつまでも暮らし
ていける、先ほどごみの問題だとかもいろ
とありましたけれども、いろいろな課題が
やっぱりまだまだあるのだというように思
っています。やはり町だけで、役場だけでで
きないものもいっぱいあるのかなというよ
うに思っております、やはり地域ぐるみで取
り組んでいただいて、高齢者の方たちも、本
当に若い方たちから高齢者の方たちまで、み
んなが安心して足寄で暮らし続けていくこ
とができる、そういうまちづくりをやはり続
けていかなければならないのかなと、こう思

るところであります。

全般的にここということではないですけれ
ども、やはり皆さんが暮らしやすい、そう
いうまちづくりを進めていきたいというよ
うに思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） 最後の思いをいた
だきました。

町長の執行方針にもありますように、町民
が今まで苦勞したけれども、足寄町に住ん
でよかった、今は幸せですと言える、そ
んな町にしていただきますよう期待し祈念を
申し上げて、一般質問を終わりたいと思
います。

○議長（吉田敏男君） これにて、11番木
村明雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

25分まで休憩をいたします。

午後 2時11分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を
再開をいたします。

次に、4番榊原深雪君。

（4番榊原深雪君 登壇）

○4番（榊原深雪君） 議長のお許しをいた
だきましたので、一般質問通告書に従いま
して質問をさせていただきます。

緊急通報装置システムについて。

第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業
計画では、「いくつになってもひとりにな
っても安心して暮らせる愛のまち」を指
して、福祉サービスの充実に取り組んでい
きますとありました。この中で、生活支援サ
ービスとして緊急通報装置システムがあり
ます。このシステムは、おおむね65歳以上
のひとり暮らしの高齢者または身体障害
者のいる世帯等に急病や災害時等の緊急
時に迅速かつ適切な対応を図るため設置
するとあります。今後、高齢者世帯の増
加が見込まれることから、この緊急通報
装置システムの必要性が高まっていくも
のと考えます。

このことから、本システムの現状と評価、課題、そして今後の計画についてお伺いします。

①緊急通報装置から通報され設置効果が発揮された件数は、設置が開始されてからどれくらいの件数がありましたか。

②第7期高齢者福祉計画では、緊急通報システムの現状では約100世帯に端末機を設置しているとありましたが、現在の設置すべき対象世帯のうち、設置している世帯はどれくらいの設置率になりますか。

③今後、高齢者がふえていくことから、高齢者と同居する世帯がふえることが推測されます。農業者や自営業者などでは、高齢者と同居していて家から離れて仕事をしている場合、緊急通報装置設置システムが必要とされるが、どのようにお考えですか。

④第7期計画の課題と評価では、人感センサーがついていない機器を使用しているため、ひとり暮らしの高齢者の見守りが十分ではないとありました。それで、人感センサーつきの緊急通報装置が必要とされる方と要望は何件くらいあると思われませんか。

⑤緊急通報装置システムを必要としている世帯の希望調査を行い、高齢者が安心できる計画を作成し実施していくことが大切だと思います。現在の機器を更新することで設置率が向上するとお考えですか。

⑥第8期に向けて、緊急通報装置システムの計画をどのように進めていくのか伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 榊原議員の緊急通報システムについての一般質問にお答えいたします。

本町の緊急通報システムにつきましては、オペレーターとして看護師等を配置する安全センター株式会社へ、機器のリース、設置・撤去、保守管理作業、通報受信業務を一体的に委託し運営しており、利用者からの通報はオペレーターが24時間体制で対応し、必要に応じて所管の消防署へ通報する流れになっ

ております。

そこで、1点目の緊急通報装置から通報され、設置効果が発揮された件数についてですが、緊急通報装置設置事業開始から20年以上経過しておりますことから、直近の件数を申し上げますと、平成25年から平成30年度までの間で受信した正報は合計71件、年平均12件程度で、そのうち救急搬送に至った件数は合計61件、年平均10件程度となっております。

2点目の設置すべき対象世帯に対する設置率についてですが、緊急通報装置は足寄町緊急通報装置設置事業運営要綱に基づき、設置希望のある世帯から申請を受けた後、町が設置の可否を決定することとしていることから、設置すべき対象世帯という把握は行っておりません。

なお、本人申請のほか、随時民生委員等から緊急通報装置を設置したほうがよいと思われる世帯の情報をいただき対応しており、本人が希望せずに設置に至らないケースが年間に数件程度ありますが、本人が希望する場合はほぼ100%の割合で設置をしております。

3点目の高齢者と同居していて、農業者や自営業などで家から離れて仕事をしている世帯への緊急通報装置設置についてですが、緊急通報装置設置の対象者は町内に居住するおおむね65歳以上の者で、1つ目にはひとり暮らし世帯及び高齢者のみの世帯、並びにこれに準ずる世帯に属する高齢者。2つ目には健康状態、身体状況または日常生活動作に支障のある者。3つ目にはその他町長が特に必要と認めた者と定めており、榊原議員が想定されておられる日中独居のために見守りが必要と思われる世帯につきましては、1つ目のひとり暮らし高齢者等に準ずる世帯に該当すると考えますことから、設置を希望される場合は申請していただきたいと思っております。

4点目の人感センサーつきの緊急通報装置が必要とされる方と要望は何件くらいあると思われるか。5点目の現在の機器を更新する

ことで設置率が向上すると考えるかという御質問ですが、自宅内で心筋梗塞や脳梗塞等により突然倒れるリスクは誰でもあると思われるため、必要とされる方というくくりでの把握は難しいものと考えております。また、人感センサー付きの緊急通報装置を運用している自治体もありますが、現在使用されている機器では誤報が多いのが課題であり、本町においても現時点での導入は難しいものと考えております。今後、精度が高く誤報の少ない人感センサー付きの緊急通報装置が開発された場合は、独居の高齢者等の安否確認に有効と考えますことから、必要な環境や費用も含めた導入可否と、どのような方を対象とするのか等を検討していきたいと考えております。

6点目の第8期足寄町高齢者保健福祉計画に向けて、緊急通報装置システムの計画をどのように進めていくのかという御質問ですが、これまで同様福祉課職員の訪問の際や民生委員、町内ケアマネジャーとの連携、自治会回覧等により緊急通報装置についての周知を図り、緊急通報装置設置を希望する方が申請できるよう取り組んでまいりたいと考えております。また、現在使用している機種に限らず、よりすぐれた緊急通報装置についての情報収集も行い、「いくつになってもひとりになっても安心して暮らせる愛のまち」に向けた体制づくりに努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、榊原議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

4番。

○4番（榊原深雪君） 計画ではおおむねひとり暮らしの高齢者世帯とありましたが、町のホームページですね、高齢者福祉サービスの中で緊急通報装置設置の対象者として、おおむね65歳以上の高齢者世帯となっておりました。これはどちらが正しいのか。正しいというのか、どちらも有効なのか。おのずと人数が変わってくると思うのですね。どちら

かお答えしてください。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） お答えいたします。

正しい要綱といたしましては、ただいまの町長からの答弁で申し上げました町内に居住するおおむね65歳以上の者ということで定めているところです。ただ、その状況によりましては、その他町長が特に必要と認めた者というところに該当するので、そこはもしかしたらうたっていないことがあるかもしれません。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） ホームページのほうはひとり暮らしという文言が抜けているのですね。柔軟に対応されるというのであれば、それでよろしいのですけれども、どちらかに統一しないとちょっと混乱を招くのではないかと私は思うのですね。そして、このおおむね65歳と、ここで使われるおおむねというのは65歳の何カ月ぐらい前のことを指されているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） お答えいたします。

おおむね65歳以上と書いてありますが、65歳以上に限らず、その方の状態によって介護だとか見守りが必要な状態の方には、障害の方という方もいらっしゃいますので、それに合わせて対応させていただいているところです。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） 今年度の予算を見ますと、安全センターにレンタルということで100台と、1台3,239円、その1年分と消費税を計算されてまして427万5,480円が計上されております。昨年を見ますと、508万4,000円となっております。この100万円ほどの差額はどうか、説明お願いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） お答えいたします。

予算の差なのですけれども、もともとはもう少し設置を希望される方がいた場合は柔軟に対応といたしますか、設置したいなと思いついて、少し予算を多目に見ていたところあるのですけれども、現実的に今実際にマックスつけている台数が100台ぐらいということで、今現在は88台になっているのですよね。それで、現状にあわせて100台ぐらいということで予算を措置をさせていただきまして、今後ふえた場合については補正予算でお願いするようなことがあるかもしれません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） これはレンタルということで、設置される方の費用というのはどんなときにかかるのでしょうか。お伺いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 設置される方の負担していただく費用といたしましては、電話代金ですね、電話料金。それと、設置に関する費用については御本人に負担をしていただくことではないのですけれども、ただ何か御本人、利用者の瑕疵といたしますか、例えば壊してしまったとか、そういう場合につきましては御本人に修理代とかを負担していただくことがございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） わかりました。

設置される方の、こういうふうに緊急に通報があった場合、駆けつけなければならないところの最初の契約のときに、鍵とかはどうされるのですか。

設置者のところへ緊急に駆けつけなければならないのですよね。そのときに契約のときに鍵とか預けたりするのですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） まず御本人のと

ころに行っているいろいろな説明はさせていただくのですけれども、鍵のほうは個人の住宅ということもございまして、そちらのほうはお預かりしておりません。基本的には御本人があけるとかということは想定しているのですけれども、もし御本人があけるようなことができない場合には、消防なりに駆けつけていただいたときに、鍵を壊して自宅のほうに入らせていただくということを御説明申し上げて、御本人の了承をいただくという形になっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） 契約者との鍵は預かってないというお話でしたけれども、ほかの市町村ちょっと調べてみたのですけれども、やはり鍵を預けるということが多く見られました。そういうこともありますけれども、そこそこの町の考え方というのがあるからそれはよろしいのですけれども、鍵がないことによって、先ほど件数とかいろいろお伺いしましたけれども、緊急に駆けつけた場合、不都合はありませんでしたか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ここ数年の話を考えますと、鍵を預かってないことによって不都合がというのは、鍵を壊して窓を割って入ったということがここ数年で1件あるだけで、それ以外についてはそういうようなことはありませんでした。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） どちらがいいというのは私は判断しかねますけれども、私公営住宅のことも聞いたことがあるのですね。鍵がなくて、何かあったとき、緊急の場合、どうするのですかと聞いたときに、窓壊して入ることなんて一切ありませんでしたというお答えだったのです、決算のときお伺いしたらね。今の緊急通報のときはあるということですね。件数も少ないですけれども、どなたが緊急に通報されるかわからないという状

況の中で、全ての方の鍵をまた預かるというのも、これもちょっと不都合なこともたくさんあるかなと思うので、それはどうかなどは思いますけれども、こういう緊急、多くの予算四百何十万の予算を活用していただくには、やはりもう少し多くの方が申請していただいて、活用していただければ本当はいいなと思っております。

そして今回コロナの、こういう高齢者の方がやっぱり感染症などにもかかりやすい状況にありますので、やはりこういったことがあると安心だなということがあるのですね。私たちも高齢者の方が周りにたくさんいらっしゃいまして、このごろとみに元気な高齢者の方が不安がられているということなのですね。自分が一人のとき、一人が多いから、こういう災害のときどうしたらいいだろう、こういう緊急の場合どうしたらいいだろうということで、こういう緊急通報装置システムを知らないという方が多かったですね。それでこの質問に至ったわけですがけれども、やはり防災無線と同様、知らない、つけ方がわからない、どうしたらいいかわからないという方が多いのですね。福祉計画なども見てみると、福祉課の方には本当に対応よくしてもらってありがたいというお声が多かったです、たくさんね。そういうところでは、すごく私たちも一生懸命頑張っておられるのだなと思って高く評価はしているところなのですが、防災無線のことに關して。

○議長（吉田敏男君） ここで暫時休憩をいたします。

午後 2時45分 休憩

午後 2時46分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

4番。

○4番（榊原深雪君） 防災無線とちょっと目的が違いますけれども、防災無線のこともそうだったのですね。高齢者の方は防災無線つけてなくて、ひとり暮らしの方だったので、例を出しますとね。そうした

ら、やはりよそのうちでつけているのだけでも、自分はというふうに申し込んで、というふうにあれしていいかわからないということだったものですから、別に元気な方なのですけれども、歩いて役場まで行くほどの元気もないというところで、私がかわりにもらってきたことがあるのです。そのときに、総務課の対応の方は電話受けた方が、これは代理でも大丈夫ですかと言ったら、一旦電話を置いてまた聞くのですね、その担当の方。そしてまた印鑑か何か必要ですかと言ったら、また置いて聞かれたのですね。その対応にびっくりしたのですけれどもね。やはり総務課の方であれば、全員が周知してなければならぬことをされてなかった。ではこれは57%の設置率というのは当然のことかなと思ったのです。そして、この設置率の低さというのが、当初は玄関で受付されてましたよね、防災無線はね。でももう一定時期過ぎたらもう引き上げてしまって、きつとりにくる方のみあれされたのでしょうけれどもね。今こういう、税金の申告時期ですね。そういうときとか、やっぱりおのずとつけられましたかと声かけしてもいいのではないかなと私は思うのです。そういうことと一緒に、申し込んだ方は100%つけてますと今の防災、こちらのほうの緊急通報システムは申し込んだ方は100%つけてますという答弁でしたけれどもね。申し込んでない方のことは民生委員の方とかお聞きしながらということでしたけれども、やはりこちらから、ちょっとマスクしてるものですから息苦しくてちょっとあれなのですけれども、行政の方からもっと積極的に、必要とあればこういうのがあるのですけれども、生活に不安があればこういうのがあるから活用してくださいというふうな声がけというのが、もっともっと必要でないかなと私は思うのですけれども、そのことについていかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） そういう対象となるような方がそういう制度を知らないとい

うのであれば、ちょっとこれからもっと周知をしていかなければいけないのかなというふうには思いますが、1年に1回は必ず高齢者サービスとか、そういうものを自治会回覧等で配布するなどをしてお知らせしていることと、老人クラブ等でもお話をさせていただいているのですけれども、そういう点では周知をしていこうかなというふうに思っております。

また、積極的にお声かけをするといっても、先ほど言ったように、民生委員さんなど、また御近所の方、ケアマネジャーさんからこの方につけてはどうだというような情報もいただきますけれども、御本人が、例えば月に1回機械がきちんと働いているかどうかということでお伺い電話というので、安全センターさんのほうから電話が行くのですが、そういうのが煩わしいとか、あと自分の家が家電がないという方もいらっしゃるとか、いろいろな事情でせつかく情報をいただいた場合でもつけられない方もいまして、そういう意味では希望される方につけるのが一番いいのかなというふうには思っておりますが、希望をされる以前にそういうシステムがあることを知っていただくようなことが必要なのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） 先ほどの防災無線のこともそうなのですが、私たちが予算を通したこともありますし、要望も議員のほうからも多くあったと思いますので、その点では自分も責任感を感じているところなのですが、何せ防災無線こそ設置率が多くなければ、57%という数字を見てがっかりしていたのですけれども、もっと上げるには方法があると思うのですね。質は全然違いますけれども、これはやはりもうちょっと周りの方の気配り、目配りが大変だなと思っております。

そして、札幌のほうからどうですかとかと声かけが、このサービスの中にあると思うの

です。月に1回程度、設置者に声かけるといふことがあるとお聞きしておりますけれども、やはり全然知らない人からやっぱり嫌だという設置者の方からも声があったように、やはり全然知らないこの会社の方から電話来るよりはやはり足寄町の方から声かけがあったほうが一番うれしいわけですからね、やっぱり登録されている方に福祉課のほうから、もちろんされていると思いますよ、でももつときめ細かく設置者の方にもっと声かけ、月に1回どうですかとか、安否確認とか、相談事がないですかとかぐらいのことはされているかもしれませんが、していたらちょっとお答えいただきたいと思います。どうなふうにされているか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 見守りが必要な方につきましては、ケアマネジャーさんとかそのような方もかかわっていただいて、御支援はしていただいているのですけれども、それ以外にはそういうような安心電話サービスというようなボランティアの方に、女性ボランティアの方に電話を週1回かけていただいて、見守りをしていただくというような仕組みもございますし、それ以外の方については福祉課のほうから、何というのでしょうか、今支援が特別必要にない方につきましてはお声かけをするようなことはしておりませんけれども、各老人クラブ等、そういう介護予防教室などで確認をさせていただくというか、その御本人の課題とかがあるような方については適宜対応するようにしているところです。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） 予算の額は100台分で427万円ということで、安くはないですよ、金額、レンタル料としては。だからそれを活用、そのレンタル料をどのように活用されるかということも含めまして、今後、今現在新型コロナウイルスが全国的な広がりを見せて不安な毎日ですけれども、行政執行

方針にありました、安全・安心な住みよいまちづくりの推進のために、弱者や高齢者の不安に配慮いただいた緊急通報装置設置システムの円滑な導入と活用により、安心できる生活をしていただくことを願ひまして、最後に町長から答弁いただきまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 緊急通報システムでありますけれども、これは私が福祉係、もう随分古い話ですけれども、福祉係にいたころからやっている事業でありまして、その当時はNTTだとかそういったところをお願いをして、直接消防に連絡が行ったとかというような形でやっておりました。システム的にはほとんど同じでありますけれども、別な会社をお願いをしているところでもありますけれども。やはり毎年毎年、毎年というか五、六年ぐらいに1回機種が交換になったりだとかして、結構やはり高額なお金がかかる、そういうことでありました。そういったことから考えると、今リースという形でやることによって必要な人数がふえればその分リースで借りたりだとか、そういう形で割と柔軟に必要な台数がそろえられるだとか、そういったことが可能になってきたのではないかなというように思っているところであります。

やはり高齢者の方々が、そしてひとり暮らしの方が多くなってきている状況でありますから、こういうシステムがやはりあると非常に安心して生活ができるということだというように思っております。ですので、なるべくそういう心配のある方、それから今は心配はなくてもこれから心配になってくるよという方もいらっしゃると思いますけれども、そういう方たちが本当に必要になったときにすぐつけられるような、そういう形にできればというように思っております。

いろいろな形で、声かけについてはいろいろな形で、このシステムだけに限らず、先ほど女性ボランティアの方たちにもお願いしたりだとかというようなこともお話しさせてい

ただきましたし、それから民生委員さんですとか、それからそういう方たちも含めて、それから近所の方たちも含めて声をかけていただいて、それぞれ町の中でそういうひとり暮らしで住んでいらっしゃる方たちが、自分が一人だけだよということではなくて周りにも人がいっぱいいるよという、そういうことを感じられる、そういったまちづくりをしていかなければいけないかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、4番榊原深雪君の一般質問を終えます。

次に、3番進藤晴子君。

（3番進藤晴子君 登壇）

○3番（進藤晴子君） 議長よりお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従い質問させていただきます。

件名、新型コロナウイルス感染症の対応について。

中国の武漢から発症したとされる新型コロナウイルス感染症ですが、今のところ満足な検査もできず、確立された治療方法もありません。感染者の約8割は軽症者と報道されておりますが、日本を含めたアジア各国にとどまらず、世界各国に拡大しています。

北海道では3月4日時点で82人の感染者がおり死者3名、十勝からも感染者が出ています。

2月26日には鈴木知事から、27日以降の小中学校の臨時休校の要請が出され、また28日には非常事態宣言が出され、オール北海道で感染拡大をストップしようというメッセージが流されました。不要不急の外出制限がなされ、そこから来るさまざまな影響が出てきており、道民は困惑しております。

我が町でも、医療機関でさえマスクや消毒薬が入荷しない状態であり、スーパーではトイレットペーパーが品薄。団体のキャンセルが重なり、閉店の危機にある飲食店が既に出てきております。訪日客の減少で和牛の肉相

場安が加速し、子牛の価格が下がって困っているという町民もいます。

この混乱の中、行政の担う役割は大変大きく重いと理解した上で、以下の5点について伺います。

1、感染症対策リーフレットなどで住民周知を図り、各種行事の延期や中止、小中高の休校、不要不急の外出制限で感染拡大防止をしておりますが、足寄町民の反応はどうか。PCR検査が3月6日から保険対象となり、医療機関の受け入れ体制も変化する中、受診の問い合わせ状況も含めて伺います。

2、2月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されているが、足寄町で発生した際の対応体制についてどう確認されているか。

3、足寄町国保病院の新型コロナウイルス感染症に対する医療体制の現状と今後の動向は。十勝管内の受け入れ病院、ベッド数も含めて伺う。

4、春休みまで臨時休校になった児童や生徒の学習面、生活面、健康面への対応はどう考えるか。

5、足寄町の商工業、農業に対する影響額の試算、今後予測される額も含めてと対応策。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 進藤議員の新型コロナウイルス感染症の対応についての一般質問にお答えいたします。

1点目の各種行事の延期や中止、小中高校の休校、不要不急の外出制限に対する足寄町民の反応と受診の問い合わせ状況についてですが、学校の臨時休業については、熊澤議員の御質問にお答えしたとおりであります。町民の皆様におきましても、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針や北海道の緊急事態宣言を受け、急遽外出自粛要請等となりましたことから、多少の混乱はあったと思われませんが、感染症拡大防止という目的を御理解いただき御協力を得ているものと判断し

ております。

また、感染予防の観点から、町主催事業等を延期、中止等にしましたが、各団体主催等の事業や会議、公共施設の利用などについても自粛により中止となるなど、感染予防について御理解をいただいたところと受けとめております。

受診の問い合わせ状況については、新型コロナウイルス感染症対応の問い合わせ窓口を福祉課としているところですが、相談、問い合わせ4件のうち、受診についての問い合わせは1件となっております。

2点目の足寄町で発生した際の対応体制についての御質問ですが、足寄町民が感染したと判明した場合には、北海道の指示または連携のもと対応することとなっております。

足寄町の対策本部においては、足寄町新型コロナウイルスインフルエンザ等対策行動計画に準じて各課所管事務に対応した役割分担を定めているため、それに従って必要な対応を行っていくこととしております。

3点目の国保病院の医療体制等に関する御質問ですが、現在、新型コロナウイルス感染症が疑われる方については、保健所が設置する帰国者・接触者相談センターに本人が直接連絡の上、感染症対策の整った専門外来で検査や診療を行うこととなっており、国保病院では検査や診療を行っておりません。

また、職員体制についてですが、学校の臨時休業により一部の職員について休暇を余儀なくされているものの、ほかの職員による協力体制により、現状においては通常の診療に支障を来すまでには至っておりません。

今後、地域において患者数が大幅に増加するなど状況が変化した場合の対応等について、現在福祉課、国保病院及び町内医療機関と協議を行っているところであります。

また、感染の蔓延状況により、緊急を要しない検査や健康診断等、業務の優先度に応じた心療体制の縮小等についても想定されますが、その際には町の対策本部を初め、町内医療機関と連携を図るとともに、防災行政無線

等を通じて速やかに町民に周知したいと考えております。

次に、十勝管内の受け入れ病院についてですが、現在のところ、専門外来の設置医療機関については非公表となっておりますことから把握できておりません。また、ベッド数につきましては、帯広厚生病院に感染症専門病床として6床が設置されており、今後地域において患者数が増加した場合に対応可能な病床については、北海道において検討中であるとお聞きしております。

5点目の足寄町の商工業、農業に対する影響額の試算と対応策についてですが、現在の商工業の影響額について、3月2日時点で商工会が主な事業所へ聞き取り調査を行っておりますが、新型コロナウイルス感染の終息の兆しが見えない中、現在も売り上げ減少が続いており、予想される影響額を試算することはできない状況であります。

商工業の対策についてですが、先ほど熊澤議員に答弁させていただいた内容と同様でありますので、省略をさせていただきます。

農業に対する影響額についてですが、農産物、畜産物、多岐にわたるため、どの程度の影響があるのか、また終息がいつになるかわからないことから、影響額を算出することはできませんが、小中学校の臨時休業により給食で提供する牛乳の行き場がなくなっている問題については、乳業工場などが加工向けに切りかえるなどの対応を急いでいるところであり、国からは給食用に充てる生乳をやむを得ず価格の安い加工用に回した場合に生じる差額の一部を穴埋めする方針が示されております。

また、乳牛、肉牛の市場価格も下がることが懸念されており、肉用牛肥育経営安定交付金制度や肉用子牛生産者補給金制度など一定の条件以下に価格が下回った場合に、その差額の9割から10割が交付される制度等もあるところであります。

いずれにしましても、商工業、農業を含めた新型コロナウイルス感染拡大により影響を受け

る全ての事業者の方々に対し、国や北海道の支援策に関する情報提供を行うとともに、足寄町としても関係団体と連携し、可能な支援策の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。進藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

なお、4点目の教育関係に関する質問につきましては、教育委員会教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 次に、教育委員会教育長、答弁。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 教育委員会から、進藤議員の新型コロナウイルス感染症の対応についての一般質問について答弁させていただきます。

4点目の春休みまで臨時休校になった児童や生徒の学習面、生活面、健康面への対応はどうかとの御質問ですが、学校が臨時休業となった場合、児童生徒は自宅学習となります。北海道知事からの要請により、2月27日から3月4日までの7日間臨時休業の措置をとりました。この間の学習については、宿題を出す等のサポートをし、健康生活面としては規則正しい生活を心がけ、起床時と夕食時の体温を測定し、手洗い、うがいを励行する等感染予防の指導をしました。

2月28日には内閣総理大臣より、全国の小中学校に対し春休みまで一律の臨時休業の要請があり、本町は3月24日まで臨時休業としました。

臨時休業期間が長期にわたることから、各学校より北海道教育委員会が作成したチャレンジテストの送付や家庭のパソコン等を使用しているところでは、学習ソフトeライブラリの活用をお願いしているところです。

また、3月9日より分散登校を実施し、登校時に健康状態の確認や家庭での過ごし方について指導しています。分散登校しない児童生徒に対しては、担任が宿題等を家庭に届ける等の対応をします。

臨時休業期間中は、電話やまちc o m i

メール等を活用し、家庭と密に連絡をとり、児童生徒の学習、健康、生活についてのサポートに努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、進藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。
3番。

○3番（進藤晴子君） 午前中に熊澤議員のほうからいろいろと質問がありまして答弁していただきましたので、ダブることは言わないように努めたいと思います。でもダブったら済みません。

1番目の質問に関して、まず住民の方がどのように受けとめているかということが一番やっぱり不安なのかなというふうに思います。町民の方とお話をしていても、いろいろなこういう形で受診するのだよという図式を見ても、高齢の方はやはりよくわからないと。例えば自分は75歳だけれども、もし熱が7度5分以上2日間出ました、でも持病を持ってないから、もうちょっと我慢してというふうに自分なりにやっぱりシミュレーションをしている方が結構いらっしゃるのですけれども、それでもよくわからないと。高齢者でひとり暮らしなのだけれども、ではどうやって、ではあそこの病院に行きなさいと、帯広の病院どこかに指示されるのだろうかけれどもどうやって行くの、救急車乗っけていってくれるの、というような対応が返ってくるのがたびたびでございます。その都度、お話ししているのですけれども、やはりそこが一番不安なのかな、町民にとってはと思います。なので、その辺の周知をやはり適切にしていく必要があるだろうと思うのです。行政のほうから、いろいろな毎日防災無線、せきエチケット、今やるべきこと、そしてどこに連絡をするというようなものも張り出しておりますし、自分が見ればわかるのですけれども、その辺のことをもう少し、これから先のことになると、タイムリーな情報提供ができないとやはりいけないのかなと思うのです。例えばこれから感染者が、足寄には今

出ておりませんが、出た場合、どのように周知していくのか。その都度その都度やっぱり防災無線で流す内容も変えていく必要があるのかなというふうに思うのですね。

防災無線のことにちょっと触れますが、今普及率は57%というふうに聞いております。まず持ってない家庭、あと自治会に入っていない家庭、新聞もとっていない方、やはりいると思います。その辺の周知を今どうされているのか。今後どうするのか。それとあと若い方や、私たちぐらいの世代ですとスマートフォン持っておりますので、毎日嫌というようなテレビの情報が入ってきますし、スマートフォンにもすぐ情報は入ってきます。いろいろな情報が入ってくるので情報過多になって、本当にそれが正しい情報で、足寄町にとっての正しい情報なのかというところが伝わりにくいような場面にこれから入ってくると思いますので、防災無線だけでなくどのようにこれから住民に周知して、不安の軽減を図っていくのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

情報ですね、やはり常に新しい情報、新しい情報ということで流していかなければならないというように考えています。

それから対応についても、いろいろと状況変われば状況変わったなりの対応というのが必要になってきますので、そのあたりは臨機応変に対応していかなければならないというように考えています。

情報でありますけれども、基本はいろいろな形で情報を流して、そのうちのどれかにヒットというか、が見れてもらえれば、それからその情報に触れてもらえればということなのかなというふうに思っています。

基本的にはやはり先ほど言いましたように、防災無線であったり、それから自治会回覧であったり、広報誌であったりというようなものがやはり基本になるのかなというよう

に思います。あと、そのほかに新聞だとかテレビ、そういったものをやはり見ていただくというようなことになるのかなと思っております。

防災無線については、先ほどお話もありましたけれども、家にいない方もいらっしゃると思いますが、基本的に市街地であれば屋外の子局もなっております。そういった意味で、昔から比べると、屋外の防災無線も非常に聞きやすくなっている。聞き取りやすくなったということにもなっておりますので、今持ってない方でちょっと不安だなという方がもしもいらっしゃったら、役場のほうにとりに来ていただくような形になるわけでありましてけれども、もしもそういう方々の近くにいらっしゃったら、やはり皆さんの中で、役場に行ったらもらえるよというようなことでお知らせをしていただきたいなというように思っております。そういう話はいろいろなところで僕もさせていただいてまして、防災無線もしも持っていなかったら役場にとりということでお話をさせていただいております。

そういうことで、いろいろな情報を重ねてお送りする、その中でどれかに見てもらう、触れてもらう、そういったことがやはり基本的のかなど。防災の関係もそうなのですけれども、防災の情報もそういうことで、いろいろな形を出して行って、その中でどれかに当たるというような、どれかを見てもらうという形になるのかなというように思っておりますので、これからもなるべく新しい情報をなるべく頻繁にいろいろな形を出していくということで考えていきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） いろいろな新しい情報を積み重ねていろいろな形で届けていくということだというふうに受けとめました。

戸別配布はできないかなというふうに、どこかでまたそういう意見はいろいろ出ていると思うのですが、持ってない方はわか

るわけですので、例えば戸別配布はできないか。あとは防災無線で流す内容も特に規定がないのであれば、防災無線持ってない人はとりにくるようにとか、そういうことも流していいと思うし、あとは商工業のことはもう私触れませんが、チラシを出しましたね、新聞とかいろいろチラシ出してテイクアウトとかやり始めたよというようなことも、この防災無線で流してもいいのかなというふうに思うのです。防災無線の内容の規定はありますか。それちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 一般的に防災無線と言っておりますけれども、防災行政無線ということで、防災の情報に限らず行政にかかわる情報、役場からいろいろと発信する情報、そういったものについては町民のためになることであれば、それはきつともって問題ないというように考えております。

防災無線も一応朝8時とそれから6時半の定例で、定期で流す。それから、あと随時必要なときがもしもあれば随時流すということもできますので、そのあたりは柔軟に対応ができるかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 柔軟に対応していただけたということでしたので、よろしく願いいたします。

それでは2点目、今先ほども言いましたけれども、患者さんが不安になっている交通手段がない町民の方、例えば国保病院に、国保ではない、保健所のほうに連絡をとって、こうこうなのだけれども、では来てくださいといったときに、その人がさほど重症者でなかったと。軽症者と重症者に分けて、交通手段がない町民に対しての支援がどの程度できるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、消防課長。

○消防課長（大竹口孝幸君） お答えいたし

ます。

消防の体制として御説明させていただいてよろしいでしょうか。

現在消防署のほうでの対応ですが、総務省消防庁から出ております、新型コロナウイルス感染症に係る消防機関の対応についてということで今実施しているところなのですが、隊員の安全また確実に業務を行えるように、広域消防局と保健所とで協議した新型コロナウイルス感染症疑い対応フローチャートに基づきまして出動しております。

まず通報は保健所から消防に通報が来る場合と、直接通報者が消防にかけてくる場合、この多分二通りが想定されるかと思えます。通報者が、保健所から消防へ通報来た場合、保健所から直接消防ですね、その場合は消防のほうで救急車出ます。保健所からもう指示されますので、消防は救急車で出ます。通報者が直接消防にかけていただいた場合、その場合はまず国が示す要件ですね、発熱、呼吸器症状、感染症の確定者かどうか、また濃厚接触歴があるかどうか、あと37.5度以上の発熱があり渡航歴があるかどうか、その辺を確認をとって、もしその該当者である場合は保健所に対応を委ねます。保健所がそこで対応を協議して保健所指定医療機関まで救急車で搬送するか、もしくは自分で受診されるか、または保健所の保健所対応で車で移動するか、この3つになるのです。ですので、このときも保健所から連絡が来たら消防では出動します。ただし、これ以外で消防局でちょっと示しているものもあるのですよね。消防局で示しているのが、追加要件としまして、37.5度以上、あと呼吸器症状、それと倦怠感を訴える者がいた場合、この場合については感染予防対策をしまして、消防が選定した医療機関に運びます。ですので、足寄であれば町立病院に運ぶ形になるかと思えます。

いずれにしましても、通報が来たら搬送依頼が来た場合は、必要な感染予防策、感染防止手袋、ゴーグル、N95のマスクをつけて

搬送する形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） わかりました。

では、軽症者、重症者ということではなく保健所の指示で救急隊は動くというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（吉田敏男君） 消防課長。

○消防課長（大竹口孝幸君） そのとおりでございます。

いずれにしましても通報が入れば出動はいたします。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。

ぜひそのフローチャートを今度私にも1枚欲しいと思います。それがあればやはり町民も大変安心になるのではないかと思います。いかがでしょうか。ぜひ町民のほうにも、もし出せるものであれば情報として出していただきたいなというふうに思います。

では、3番のほうに移りたいと思います。

国保病院のこと、体制ですけれども、9日の日に医療関係者と3病院、3つの医療施設と福祉課といろいろとお話を、初めてのお話をさせていただいたわけですが、そこでもお話はありましたが、まず発熱外来というものを開く場合は場所の検討ができていいのか、そして開くのはどのタイミングで開くのか教えていただきたいと思えます。

そして、担当するのは医師や看護師、ほかのスタッフは国保病院が担当するのか、以上3点を教えてください。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの進藤議員の質問にお答えします。

まずどの時点で開設するかということですが、まず発熱外来という通常の部分ですと、多分先ほど言ったように保健所のほうに相談をしてやっていくのかなと思えますけれども、今後本当に蔓延をして保健所のほうで対応がし切れない、特定医療機関でできな

いような場合に各医療機関で、例えば公立の病院ですとか、そういうところで開設してほしいというようなことになれば、お受けできる場合については開設を、町が開設をすることになるのかなというふうには思いますが、その場合には国保病院と協議の上、十分協議の上、開設していくことになるのかなというふうには思います。

また、発熱外来を始める場合に、設置する場合に、ほかの感染疑いのない普通の疾患のある方と接触を避けるためには、現在の国保病院の中での開設は難しいというふうには考えておまして、以前新型インフルエンザ対策のときには旧東小学校ですとか、町民センターですとか、そういう広い場所ですとか、人数にもよりますけれども、病院ではない場所での開設を検討しておりました。現在も公共施設などを利用した場所を検討しておりますけれども、今現在の特定病院が公表していないということもございまして、今現在場所をここですというふうにはちょっとお伝えしたら、ちょっと後で混乱しても困るのですが、今のところ場所を2カ所ぐらい選定をして、どのような動線にするかとか、そういうことは検討しているところです。

また、次にスタッフの話ですけれども、国保病院を中心に開設することになるかと思えますけれども、患者さんの数とかそういう状況によりましては、時間を区切ってとか、そういうような診療になるのかなというふうには想定はしておりますけれども、国保病院の医師とあと看護師が中心になるとは思いますが、そこだけで対応できない場合につきましては、町内の医療機関のほうに御協力をいただくということがあるかなというふうには思っておりますけれども、その場合には十分協議をさせていただいて御協力を願うという形にしていきたいと思えます。

また、そうなる前にいろいろ情報も提供させていただいて、情報共有していきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 国保病院の対応はわかりました。

発熱外来を開くのが保健所の指示は必ず必要なのでしょうか。私も知らなかったもので、指示は必要なのですね。

○議長（吉田敏男君） 病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） お答えいたします。

現在の状況では、道のほうから要請がございまして、その要請に基づいて今発熱外来という専門外来を設置していると、現状はそういう状況になってます。ただ今後、それがどういうふうになるかというのは、また今後の状況によってまた変わるものと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。理解できました。

では次の質問に行きたいと思えます。

4番の学校関係なのですけれども、まず2点伺います。

9月から開始しています分散、9月ではないですね、9日からですね。9日から開始しています分散登校ですが、きのう校長会があったと先ほどお話がありましたので、登校状況のほうはいかがでしょうか。どのぐらいの子供たちが来ましたか。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（沼田 聡君） お答えをいたします。

まず足寄小学校ですけれども、3月10日に実施をしまして対象学年は5、6年生ということで、88人中7名が欠席ということで81人が出席しております。そして、足寄中学校のほうに入りますけれども、足寄中学校のほうはとりあえず3月9日月曜日と火曜日、学年を分けております。9日の日は3年生で、52人中8名が欠席ということで44名の出席です。10日は2年生ということで、52人中7名が欠席となりますので45

名が出席ということになります。そしてあと大誉地小学校、芽登小学校、螺湾小学校はともに分散登校の実施日を統一しておりますので、最初は3月9日に全学年で行いました。大誉地小学校のほうですけれども13人に対して1名が欠席、芽登小学校は21人に対して3名が欠席、螺湾小学校については9名に対して3名が欠席という登校の状況でございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。

思ったよりも皆さん登校されて、多分元気に子供たち来たのではないかなど、先生方も安心したのではないかなどというふうに思います。

もう一つお伺いします。

今3月で先生方も異動の時期でございますし、子供たちも転校、転入の時期に入るかと思えます。ぎりぎりまでわからない子供たちもいますが、こういう生徒たちに対して、先ほど教育長のほうから1單元ぐらいは未履修になるでしょうというお話でしたけれども、その辺のフォロー体制は今後どうされていくかお伺いしたいと思います、学業面で。

○議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えします。

先ほどもちょっとはしりのほう述べさせていただきましたのですけれども、これ御案内のように義務教育ですから、小学校1年生から中学校3年生までは履修内容について決められています。決められてるので、それをやらないということはできないのですね、9カ年間で、基本的にはですね。それで今回のようなこういう想定外の場合が出てきましたから、したがってこの3月中にできないので、これは4月の新たな中で、新たな学年の中で前の学年の内容を履修すると、これは全国一律にそうなると思います。時数については最低時数、時間というのは小学校も中学校も、

例えば小学校だったら980時間と決められているのですけれども、これについては簡単に言うと文科省のほうで不問に付すと、問題にしないと、そういう文科省のほうからの指示もありますし、いずれにせよ、どこかの学年でその単元が抜けていることはずっとこれ響きますからね。学習というのは基本的に積み上げですから。したがってそういうことがないように各学校とも、校長、教頭も含めて、細心の注意を払っていますし、教育委員会もその辺を指示、指導をしていきたいと、そういうふうに思っています。

とりわけ先ほどもちょっと申し上げましたけれども、足寄町内についてはどこの部分が未履修になっているのかを、これを全それぞれの小中学校で各先生方が共有すると。必要に応じて家庭にもその情報発信をすると、そういうふうにもなっておりますので、その辺も含めましてよろしくお願いをしたいなと思っております。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 先生方がどの生徒が未履修なのか、しっかり情報をみんなで共有していくというふうにお伺いしまして安心いたしました。よろしくお願いたします。

そして、さまざまな影響が今後出てくると思えます。どこまで長期化するかというところは誰もわからないもので、私は学業の面では目に見えるものでありますので、いろいろな対応で賄えるかと思いますが、給食の問題、一日1食の栄養バランスのとれた給食というのは、特に家庭環境に問題のあるお子様、また問題がなくても低学年で食の細い子であるとか、朝御飯がなかなか食べれない、夕飯も少ししか食べれないという子に関しては大変大事なものだと思っています。食の太い子は多少大丈夫なのですけれども。そういうことで今後長引かなければいいなというふうに思っております。

そしてもう一つ、日本全国レベルで児童虐待ということを考えますと、登校することで救えている命も多いと思います。今問題に

なっているいろいろな事件のことがテレビで、裁判のことが起きておりますけれども、学校に出てくるということはある程度防げると思うのですよね。足寄町でそういう対象になるお子さんがいるかどうか、またちょっと経過を見なければいけないなというお子さんがいるかどうか、その辺の情報を把握しているかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（沼田 聡君） ただいまの御質問でございますけれども、こちらのほうで小中学校の校長先生、教頭先生も含めてそのような状況について確認したところでは、現段階においてはそういう児童生徒はいません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。わかりました。安心いたしました。

子供の発信するわずかなSOSをキャッチできないがための事件がかなり起きております。私たちも今できる対策を十分検討していただいて、教育委員会の方も頑張っていたきたいと思います。そして、先ほど教育長がおっしゃってました学習面での勉強というのは自学、自分で自己学習が必要だと。私も本当にそう思います。私は世代は戦後生まれですが、昔々にはやはり戦時中に勉強したくてもできなかった、あと大学に行っても大学の紛争で大学閉鎖されて勉強できなかった、そういう時代もやはり多々ありました。今の子供たちはそういうことは知らないです。受けるだけの勉強になっているというのは、自分の息子も通して思います。なので、今回のやはり新型コロナウイルス感染症の臨時休校を親も子供もどう捉えるかだと思うのですね。よいほうに捉えてやはり子供の学習を先生にだけ押しつけるのではなく、自分がしっかり見ると。子供も自分で勉強するのだと、そういうことを勉強していただけるよい機会になればなと切に願います。

最後の質問になります。

日々情勢が変化して感染の拡大長期化も考

えられています。WHOの事務局長がパンデミックの危機が現実味を増していると訴えています。また、この新型コロナウイルス感染症が終息しても、また何年か後には新しいウイルスなどにより同じような状態にならないとは言えないわけであります。

そういった状況で、先ほども言いましたが、3月9日に足寄町の3医療機関関係者と福祉課での会議の中で一つ質問というか意見が出たことをちょっと聞きたいと思います。

医療従事者が町から、先ほども言われましたが、国保病院が対応できないとき患者さんがどんどん多く出たときに、民間も官民一緒になって足寄町一帯で頑張っていこうよというところはもちろんわかるし、はせ参じる気持ちは皆さん一緒だと思うのですね、3院。ですが、要請されたときの保障の問題です。簡単に言いますと、熱外来を開いたとします。熱外来を開くと国保病院の3人の先生ではとても賄いきれない、もわかります。なのでほかの病院、うちも診療所からも行きたいのですが、その身分保障というものを考えていかないと自分の病院もあり、抱えているスタッフもあり、上に老健の患者さんもいらっしゃる。その辺のことを少し整理していく機会になればなというふうに思っています。

会議が終わるときに、何事もなければそれでいいんだけどねと帰ったのですが、それはちょっと余りにもよろしくないなと後で私は反省しております。

うちに帰ってからいろいろ足寄町の防災計画であるとか、足寄町国民保護計画、分厚い冊子をちょっとさっと読みました。足寄町国民保護計画というのは有事における足寄町の責務等が具体的に書いてあるものです。それは国が示しているのですが、その中にNBC攻撃、核兵器や生物兵器、化学兵器のそれについても書いてありました。その中の一つで、町、十勝広域消防局は国民保護措置の実施について要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し負傷し、もしくは

疾病にかかり、または障害の状態になったときは、国民保護施行令に定める手続等に従い損害補償を行うと、保障のことが一文ですが書いてありました。

で、質問なのですが、この保護計画というのは、私は今回の新型コロナに関してはパンデミックも災害ではないか、有事ではないか、内容によっては、そういうふうと思う、個人的には思うわけです。この法令が使えるのかどうかというのをちょっとお伺いしたく思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 十分なちよっとお答えにならないかもしれないですけども、今現在もし対応できるとしたらという部分でいきますと、足寄町の臨時医師さんみたいな感じでお願いをするという形であれば、非常勤の地方公務員ということで、もしくは特別職のような形で公務災害補償というのがございます。ただそこでは御本人の部分の保障できるかもしれませんが給与補償までは対応しているかどうかはちょっとわからないのと、あとはもしかしたら民間の病院の医師とかをお願いした場合に保険とかがあるのではないかというような話もございまして、先ほど今すぐではないけれども、だけれども今後に向けて本当に調べておかなければいけないなということで、お願いする場合には、協力をお願いする場合につきましては本当に十分な、何でしょうかね、そういうような対応を考えてお願いしなければいけないというふうには思っておりますので、これからちよっと調査をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。ぜひそうしていただきたいと思います。

やはり何かあったときには町民が皆さん、医療関係者だけではないですね。事務関係者、皆さん、町民の皆さんと一緒にやらないとやっぱり乗り切れないわけです。そ

の中でやっぱり体制をつくっていくということはやっぱり行政の責任だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

11年前、もう11年もたったかと思いません。新型インフルエンザ、これはパンデミックというふうに言われまして、ですがワクチンもでき、そしてインフルエンザの薬で大丈夫ということで、大変な感染者ではありましたが事なきを得たわけですが、その後9年前には東日本大震災、くしくもきょうは震災が起こった日であります。その経験を生かすべくやっぱり新型コロナ感染が終息した際に、足寄町レベルでの感染症防災計画、パンデミック計画に着手することを要請し、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（吉田敏男君） これにて、3番進藤晴子君の一般質問を終えます。

◎ 散会の議決

○議長（吉田敏男君） お諮りをいたします。

本日は、これで散会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定をいたしました。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、3月12日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございます。

午後 3時43分 散会

令和2年第1回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員